

中世イングランドにおける雪冤宣誓(一)

—自治都市の慣習と法を中心に—

加藤哲実

一 序説

二 史料抜粋

三 分析および考察

63...21... 1

(以上本号)

四 雪冤宣誓

五 結びに代えて

一 序説

ノルマン征服によってイングランドには、訴訟手続における新式の証明方法として決闘(*bellum*)ならびに審問(*inquisitiones*)が導入される。審問は、征服後間もなく実施された大土地調査(一〇八五—一〇八六年)において、ドゥムズデイ審問として重要な役割を果たすが、その後、ヘンリー二世の事業によって、それは全訴訟当事者が自由に用い

る通常の訴訟手続の一部となった。

このヘンリー二世の事業を、フレデリック・W・メイトランドの叙述に即して確認しておく。ヘンリー二世は、先ず民事訴訟手続において、大アサイズ (grand assize) と占有訴訟 (possessory assize) を設けた。大アサイズでは、両当事者を選ばれた四名の騎士が一二名の認定者すなわち陪審員を選び、その陪審員が、原告か被告のいずれが当該土地を保有すべきより良き権利を有しているかについて証言する。彼らは、宣誓した証人として現われ、事実だけではなくて権利についても述べる。大アサイズは、訴訟当事者が決闘審判を回避しようように設けられた国王の恩恵である。

占有訴訟では、自由土地保有権に基づき保有している土地の占有 (seisin) を侵奪された人は、占有侵奪があつたか否かを国王裁判官の面前で証言すべく一二名の人々を召集するようにシェリフに命ずる令状を得ることができる。この認定者たる陪審員は、権利問題ではなく事実問題について質問されるのであり、この意味で後の時代の陪審審理に一步近づいている。もっとも、この陪審員は宣誓した証人であり、事実問題について証言する認定者である。

これらの手続は一定の訴訟に限って適用されたが、次第に一般化し、あらゆる態様の訴訟での原告被告が、何らかの紛争点を認定ないし審問で裁いてもらう権利を国王から購入しうるようになる。こうして、購入可能となつた国王の恩恵は徐々に通常の権利となり、対価は、慣習法により固定された税金ないしは裁判所手数料となる。しかし、この手続が旧来の証明方法に取って代るのは、決して急速にはなく、むしろそれは緩慢な過程であつた。共同体裁判所、封建裁判所ではもちろん、国王裁判所においても、一定の訴訟方式においては古い証明方法が存続したのである。

次に、刑事訴訟手続についてみると、ヘンリー二世の治世に、クラランダン法およびノーサムプトン法で、各ハンドレッドを代表する一二名の人々による犯罪の告発が正規の恒常的な訴訟手続とされた。すなわち、一二名の宣誓をしたハンドレッド住人が犯罪を告発する。彼らが起訴した人は神判 (ordeal) に服す。この手続が正式起訴 (indictment) である。これ以後イングランド法には二つの刑事訴訟手続が存在することになる。私訴 (appeal) と正式起訴である。私訴は、その

犯罪によって第一次的に権利侵害を受けた人——例えばその動産が盗まれた人あるいは謀殺された人の最近親者——によって提起される私的な起訴である。私訴は重罪私訴 (*appeal of felony*) という形で一八一九年まで存続し、正式起訴は重大な変化を蒙りつつも一九三三年まで廃止されなかった。

続いて刑事の審理陪審についてみる。ノルマン征服以後犯人を裁判に付す正規の手段は、私訴であり、私訴は決闘審判につながった。しかしヘンリー二世および王の息王、リチャード一世、ジョンの治世に、被私訴人が問題を近隣の人々の審問によって審理してもらおう特権をしだいに国王から購入できるようになった。そして、ブラクトンの時代(一二五〇年頃)には、被私訴人は決闘によって自らを守ることもできるし、あるいは自らを陪審審理に委ねることもできたようである。

正式起訴された人は神判に服したが、神判には若干の不信感が示されていた。なぜなら、たとえ無罪証明が行なわれても、被告人は、もし彼がきわめて評判の悪い人で公然と中傷されている人であるならば、退国宣誓をしなければならなかったからである。一二二五年に開催された第四回ラテラノ公会議は、聖職者が神判に関与することを禁止したが、これによってそれは事実上廃止された。神判は宗教的儀式そのものだったからである。この廃止はイングランドでも受け容れられた。そして、正式起訴された人は審問による審理に服するか、そうでなければ監獄に留まらねばならないというのが法になったようである。この審理を拒否すれば責め具と飢餓とで殺されることもありうる。これがいわゆる苛酷な苦痛 (*peine forte et dure*) である。審問が当時の人々によって必ずしも無条件に良きものとみなされたわけではないことに注意しておかなければならない。

以上、訴訟手続に関するヘンリー二世の事業をみてきたが、エドワード一世の治世末においては事態は以下のようになっている。民事では、陪審審理が通常の審理方式になっているが、一定の事件では、被告は雪冤宣誓や決闘審判に頼ることができる。刑事では、私訴で訴えられた人は、自らが望めば決闘の代りに陪審に自らを委ねることもできる。正式起訴さ

れた人は、陪審で審理されることを承認せねばならない。承認しなければ、その人は責め具と飢餓とで殺される。⁽¹⁾

我々は国王裁判所の訴訟手続上の変化をメイトランドに依拠しつつみてきた。これらの変化は地方の裁判所にも影響を及ぼさざるをえないが、それは裁判の中央集権化という形で現象化している。共同体裁判所と封建裁判所は、裁判権について国王裁判所によって大いに蚕食されているのである。このような情況の中で、自治都市 (borough) は特殊な位置を占めていたように思われる。自治都市は、国王による裁判の中央集権化の影響をもちろん免れなかったが、国王の特許状によって諸々の特権を有する存在であった。⁽²⁾ 自治都市は、地方の裁判所の裁判権からの不入権を獲得し、ハンドレッドたらんとする傾向があり、さらには、この不入権と結合してそれ独自の裁判所、すなわち、ハンドレッド裁判所と同様の裁判権を有する裁判所を持つ特権を有していた。これらの特権と並んで、自治都市は、訴訟手続上の特権を特許状によって獲得した。その内容は、刑事訴訟たる国王の訴訟 (plea of the crown) において私訴で訴えられた場合に、被告が、原則とされていた決闘ではなく雪冤宣誓 (wager of law, compurgation) を証明方法として用いることである。⁽³⁾ 巡察裁判官 (巡回裁判官) としての国王裁判官の面前で、すなわち巡回裁判所としての国王裁判所において、刑事事件において、都市民たちが決闘の代りに雪冤宣誓で身の潔白を証明することができたのである。例えば、一二〇〇年に、国王裁判官の面前での強盗の私訴において、被告たるリンカーン市の一市民は、決闘の代りに三六名の宣誓補助者を伴う雪冤宣誓を行なっている。⁽⁴⁾ このような証拠は一三世紀において豊富である。⁽⁵⁾

刑事裁判権は、中央に集中する傾向にあったが、自治都市も刑事裁判を行なっていた。メイトランドは「自治都市の刑事裁判は、インファンゲネセオフ (infangthief)、ウトファンゲネセオフ (utlangthief)、あるいは、換言すれば、現行犯で逮捕された犯人の処罰以上に及ぶことは、滅多になかった」と述べている。ノルマン征服以前から既に、自治都市あるいはその前身は裁判所あるいは民会 (burgh - moot) を有したのであり、そこで行使されていた刑事裁判権がおいそれと失われたように思われない。現行犯以外の犯罪についても、メイトランドが限定する以上に多く自治都市裁判所で扱われ

たかも知れない。

民事裁判についても、刑事裁判と同様のことが基本的には言える。先ず、国王裁判所による介入が行なわれたという点と。非常に高度な特権を保持していたロンドンにおいてさえ、例えば都市保有地に関する所有権訴訟 (propriety action) は、国王の権利令状によって開始されたのであり、もしこの令状が、それほど高度の特権を得ていない都市に送られるならば、それはシェリフの介入というお決まりの脅しを含むものだったのである。⁷⁾ もちろん、このような情況の中でも、自治都市裁判所は民事事件について、ハンドレッド裁判所と同等にあるいはそれ以上に活発に活動した。土地に関わらない人的訴訟については特にこのことがはっきり言える。金銭債務 (debt)、動産返還請求 (detinue)、計算 (account) などに関わる訴訟である。そしてこれらの訴訟の手續においては、旧来の証明方法が用いられていたのである。

自治都市の市民は、証明方法として、雪冤宣誓を最も好んだようにみえる。民事訴訟においては古い証明方法の筆頭としてのそれに執着したし、国王裁判所および自治都市裁判所での私訴については、特許状によって雪冤宣誓を用いる特権を得ている。ただし、正式起訴については、後に史料に即して論じることとし、ここでは説明を留保する。いずれにしても、都市民が雪冤宣誓を証明方法として重宝と考えていたことは否定できない。

ところで、先にみたように、国王裁判所では民事訴訟においても刑事訴訟においても、人々は旧来の証明方法よりも新しい審問、すなわち陪審による審理を望む傾向にあったわけであるが——もっとも、正式起訴における陪審審理は留保しなければならないが——、自治都市においては人々は時代の流れに逆行するかのよう、古い証明方法としての雪冤宣誓に執着している。この点についてメイトランドは次のように述べている。一二、三世紀に、「しばしば都市民は彼らの裁判所において、国王の裁判所のそれとは異なる訴訟手続を享受した。彼らは刷新や改革を免れた。決闘審判が排除されるのを我々が見出す時、我々は、都市の裁判は国王の裁判に先んじていると考えるかも知れない。他方、陪審審理が排除されるのを我々が見出す時、また、告訴された一三世紀の都市民が、都市民でない人が都市民たちの評決 (verdict) を甘受

せねばならなかったのに、刑事事件においてさえ雪冤宣誓を申し出ようとしているのを我々が見出す時、我々は、ヘンリー二世の時代以後、都市の裁判が国王の裁判に遅れており、時代遅れになって利己的になっているのを知る⁽⁸⁾。

自治都市の市民が、なぜ、決闘ではなく雪冤宣誓を、審問^{II}陪審ではなく雪冤宣誓を選択したのかという問題は、重要な研究課題の一つになりうるけれども、本稿では、そのような課題の絞り方をせず、先ず、主として一二世紀以後一六世紀までの自治都市の慣習と法の中に現われる雪冤宣誓（史料1—63）を、その周辺の現象と関連づけながら検討することにする。

一二世紀以後一六世紀までの自治都市における雪冤宣誓を検討する前に、その原形であるアングロ・サクソン法の雪冤宣誓を簡単にみておく。宣誓方式の雛形を参照しながら具体的にみると、例えば、自分の財産を盗まれた人がそれを自ら取り返して、神にかけて宣誓を行ないつつ、方式通りに、犯人と思われる人を告訴する（史料65の2・4参照）。次に、被告は、神にかけて宣誓を行ないつつ、方式通りに、詳細にあるいは簡略に無実を主張する（史料65の3・3(1)・3(2)・3(3)・3(4)・5参照）。次に、宣誓補助者が、神にかけて宣誓を行ないつつ、方式通りに、被告の行なった宣誓が清浄であり虚偽でないことを言明する（史料65の6参照）。被告と宣誓補助者のこれらの宣誓が雪冤宣誓の骨子であるが、肝心な点は、宣誓補助者が具体的な事実を知っていて被告の無実を証言するのではなく、被告の宣誓が清浄であり虚偽でないこと、つまり被告の宣誓を神にかけて信用すると方式通りに証言することである。そしてこの証明方法の信憑性を担保しているのは、神が偽誓を許しておくはずはないと信じる人々の意識である。この雪冤宣誓の起源はゲルマン時代に求めることができる。ゲルマン時代の雪冤宣誓は、詳細についてはアングロ・サクソン時代のそれと差異があるにしても、右に述べた骨子については共通している。ただし、宗教観念の違いからくる宣誓対象の相違がある。ゲルマン時代の「宣誓はまだ神への呼びかけではなく、呪術的なデーモン呼出」であり、「偽誓したときは、自然力（電光）や手をふれることによつて呪術力を得た武器が、彼を滅亡させるものと考えられた⁽⁹⁾」。この違いが生じてくる理由は、フランク時代と同様にアン

グロ・サクソン時代において、ゲルマン人がキリスト教的精神財を単に受容しただけでなく、彼らの本質に即して変容させ、消化した⁽¹⁶⁾からである。

雪冤宣誓は、訴訟手続において、ゲルマン時代には、ハインリッヒ・ミッターイスが言うように、⁽¹⁷⁾ 主な雪冤手段だったのであり、アングロ・サクソン時代には、メイトランドが言うように⁽¹⁸⁾、民事事件においても刑事事件においても一般的証明方法であった。一二世紀、あるいは本格的には一三世紀に、訴訟手続上の中心となる陪審審理に対して、雪冤宣誓が生彩を欠いてゆくのは否定できない。しかし、我々がこれからみるように、それはその後数百年間に亘って、自治都市の市民の生活の中で、宣誓補助者としての参加者を巻き込んで機能し続けたのである。なお、制度としての雪冤宣誓は、イングランド国制史の展開の中では、一六〇二年のスレイド事件(Slade's case)によって事実上廃止された⁽¹⁹⁾。最終的に制定法によって廃止されたのは、一八三三年である(The statute of 3 and 4 William IV, c. 42, st. 13)。

- (1) フレデリック・W・メイトランド、小山貞夫訳『イングランド憲法史』一九八一年、一六六一―一七六頁。
- (2) 自治都市は、都市領主から得ることのできた特許状によっても諸々の特権を獲得していた。一三世紀末における自治都市の特権についての要約は、メイトランド、前掲邦訳書、七二―七四頁参照。
- (3) その例は、本稿の「二 史料技粋」参照。
- (4) *Select Pleas of the Crown*, vol. I, ed. by F. W. Maitland, London, 1888 (Pub. of Selden Society, vol. I), pp. 38-39.
- (5) See Charles Gross, *Modes of Trial in the Medieval Boroughs of England*, *Harvard Law Review*, vol. XV, no. 9, 1902.
- (6) Frederick Pollock & Frederic W. Maitland, *The History of English Law*, 2nd ed., vols. I, II, Cambridge, 1898; reissued with a new introduction and select bibliography by S. F. C. Milsom, Cambridge, 1968, vol. I, p. 644.
- (7) *Ibid.*, p. 644.
- (8) *Ibid.*, p. 643.
- (9) H・ミッターイス、H・リーベリッヒ、世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説 改訂版』一九七一年、七〇頁。ゲルマン時代の訴訟手続については、同書、六五―七三頁参照。
- (10) 同右書、七五頁。アングロ・サクソン社会へのキリスト教の伝播については後述参照。

- (11) 同右書、六九頁。
- (12) メイトランド、前掲邦訳書、一五八頁。
- (13) A. W. B. Simpson, *A History of the Common Law of Contract. The Rise of the Action of Assumpsit*, Oxford, 1975, p. 298.

二 史料抜粋

〔史料1⁽¹⁾〕 London, cap. 3. 九九一—一〇〇二年

もし港リーヴないし町リーヴ、あるいは他のいかなるリーヴでも、ある人を使用料を支払わなかった廉で告訴し、その人が、支払う義務のある使用料を支払っていないということはないと答えるならば、彼はこのことを彼自身第七番目として宣誓し(juret hoc se vii.)、嫌疑を晴らすべし。

〔史料2〕 Archinfield. Domesday. i. 179. 一〇八六年

家屋に放火し、そのために起訴された人は、四〇名の人々によって自己防衛する(Qui domum incendit et inde accusatus fuerit per xl. homines se defendet.)。

〔史料3〕 London. Add. MS. XVII. 一一三二年 一一五五年

国王の訴訟にまつて(De plaiiz de corune.)。

もしある人が大雪冤宣誓(grant lai)を行なうよう判決されるならば、市の賢明な人々(prudes huines)は、彼に三六名の人々を連れてくるように裁定する。その人々は遅くとも二週間後に彼と共に宣誓を行なうべし、あるいは裁判官の指示でこれら三六名がその同じ日に、あるいは別の日に、市の賢明な人々によって選ばれるべきならば、ウォルブルック川の東側から一八名、その西側から一八名選ばれるのである。このように彼らが市の人々によって選ばれた時(決してシエリフやチェインバレン〈Chamberlen〉によつて選ばれるのではない)、彼らの名前は書き留められ、[その宣誓者たちを]

提出すべき人に渡されねばならなかった。そしてもし彼が、愛とか憎しみの故に、親族関係の故に、あるいは他の何らかの理由で彼らのうちの誰かを忌避するならば、その人の名前は除去されるべきであり、そして他の人の名前がかの賢明な人々によって書き込まれるべし。そして、彼が彼らを連れてこなければならぬ日指定されるべし。二週間後あるいは裁判官の裁量でそれよりも後の日。

以下のが知られるべし。殺人のような起こりうる最も重大な訴因を除いては誰も大雪冤宣誓にかけられるべきでない。その訴因とは原告証人を伴い、叫び声を伴い、そして証言を伴うもの、あるいは原告証人を伴う公然の夜盗や扉を破ったり引き裂いたりする事件、そして公然の明白な傷害などである。なぜなら、ロンドンではこの雪冤宣誓〔の失敗〕を除いてはいかなる雪冤宣誓〔の失敗〕も人を死刑ないし切斷刑に服せしめないからである。したがって、この雪冤宣誓が宣告されるためには、重大な訴因が存在しなければならぬ。なぜなら、一八名の場合のように、国王の訴訟での他の宣誓のもとでは、もし当事者たちが失敗しても、彼らは動産における彼らの贖罪金の額の範囲で、すなわち一〇〇シリングまでの範囲で憐憫罰を科されるにすぎないからである。この場合、告訴された人は、三度宣誓を行ない、それ故に英語はそれを三重の宣誓 (*Tapelent threald*) と呼ぶ。すなわち、彼は三度宣誓を行なうのであり、各々の時に彼自身は第六番目である (*et a chascune foiz soi sisme*)。そしてこれは裁判所の尊厳のためであり、また裁判官の名誉のためである。しかし、大雪冤宣誓においては、被告人は一度だけ宣誓を行なうのであり、それは第一番目の宣誓である。なぜなら、この宣誓を行なうには大きな危険を伴うからである。すなわち、もし一人でも宣誓に失敗したり、宣誓を辞退するならば、被告人は死ぬのである。……この大きな危険の故に彼は、大雪冤宣誓では一度だけ宣誓を行ない、次に他の人々が彼の後に宣誓を行なうのである。

〔史料4〕 Wearnouth, cap. 13. 一一五四—一一九五

もし市民の誰かが、その結果として決闘 (*bellum*) が生じるかも知れないような主張について、隸農 (*villano*) あるい

は田舎に住む人 (*in rure habitante*) によつて私訴されるならば、彼は市民たる宣誓補助者によつて (*per legem civilem*)、すなわち三六名の人々によつて自己防衛すべし。

[史料5] York Charter. 一一八九年頃

国王の身体に関わる (*de corpore regis*) 私訴でない限り、彼らはすべての私訴に対して、市の三六名の人々の宣誓によつて自己防衛する。

[史料6] Colchester, cap. 6. 一一八九年

そしてもし彼らの誰かが我々の国王の訴訟に関して訴えられるならば、彼は、彼に対して判決された宣誓〔方式〕によつて身の潔白を証明すべし。

[史料7] Pontefract, cap. 8, 9, 10. 一一九四年

不正かつ不法に、そして平和を破壊して被告は原告に権利侵害を与えたと、何らかの犯罪に関して、リーヴの面前での訴訟で一方が他方を告発する時、もし次に被告が権利侵害、不法として平和破壊および彼に向けて述べられたすべての事柄を否認するならば、彼は申し分ない答弁を行なったのである。

もし彼が権利侵害ないし不法を否認し、かつてこれらの件のどれについても嫌疑をかけられたことがなかったならば、リーヴの慈悲において裁決されるべし。……

人が彼の防衛において一語一語否認し始めて、一語一語すべてを否認しないならば、彼の防衛は失敗である。……

[史料8] Pontefract, cap. 15, 16. 一一九四年

もし市民が市民によつて、流血ないし暴行に関して告発され、否認するならば、彼は彼自身第六番目として宣誓を行なうべし (*jurabit se sexto*)。しかし、全く血が流されなかつたならば、第三番目として宣誓を行なうべし。

もし市民でない人が市民によつて同じ件で告発されるならば、彼は彼自身第一二番目として宣誓すべし。

〔史料9〕 Pontefract, cap. 28. 一一九四年

もし市民の誰かが窃盗についで (de latrocinio) 誰かによつて告発されるならば、我々は我々の自治都市において、領主の廷吏が我々と共にそばに立つて (assistente nobiscum serviente domini) 三六名の手を伴つて一度雪冤宣誓を遂行すべく彼に判決すべし。

もし市民が窃盗について告発されたのが二度目であるならば、決闘審判によつてあるいは冷水神判によつて彼は身の潔白を証明すべし (Si alia vice burgensis de latrocinio retatus fuerit, vel per duellum vel per aquam legaverit se.)。

〔史料10〕 London. Add. MS. IV. §6. 一二世紀

もし他所者 (homo forein) が金銭債務訴訟について、あるいは何らかの犯罪について宣誓を行なうことになった場合には、彼は彼自身を第七番目としてそれを行なうべし。そしてもし彼が彼ら「六名の宣誓補助者」を得ることができないその時には、彼は彼の宣誓を一人で行なわなければならない。すなわち、最も近い六つの教会に行き、各々の教会で一回の宣誓を行ない、そしてこれによつて彼は彼の弁明を完璧なものとするべし (e par tant se iert alegé)。

〔史料11〕 London. Add. MS. XIII. 一二世紀

そしてある人が言うには、もし告訴された人が妻帯者であり、土地の保有者ならば、その時には彼の宣誓補助者たちは妻帯者でなければならず、都市内に土地を持つていなければならぬ。しかし、その告訴された人は、結婚していない男性あるいは男やもめを合法的に連れてくることもできる。ただし、彼らが適法な人々であることを条件にしてであるが。そして、もし告訴された人が未婚男性であるならば、彼は妻帯者を連れてくることができる。

〔史料12〕 Preston, cap. 8. 一二世紀

もしある市民が何かあることに關して訴え、被告「市民」が否認しているならば、裁判所の判決によつて原告は二名の証人 (duos testes) を指名すべし、そしてこれらから彼はその日に、そして開廷期に一人を採るべし。そして彼「原告」

は、適法な人なら誰でも証人として選ぶことができ、被告市民に被告の宣誓を行なわせることができる。市民に対決して宣誓を行なうその被告は、彼の同輩の助力を得て (*per pares suos*) 第三番目の手として宣誓を行なわせられるべし。

[史料13] Preston, cap. 22, §2. 一二世紀

もしある市民が、他の市民に金銭債務を負っていることを否認するならば、そして原告が複数の証人 (*testes*) を持っているならば、被告は第三番目としての彼の手によって宣誓によって否認するであらう (*alter negabit sua tertia manu per iusjurandum*)。そしてもし彼が宣誓を行なうことができたらば、原告は一二ペンスの憐憫罰を科されるべし。そしてもし被告が、彼の宣誓補助者たちと共に (*cum lege sua*) 彼の宣誓を行なうために出頭するならば、そして原告が出頭しないならば、被告は放免され原告は憐憫罰を科されるべし。そしてもし原告が出頭できなくて、彼の代りに誰かを法廷に着席させるならば、彼 [原告本人] は被告の宣誓を受け取ることができる (*ipse potest accipere sacramentum defensoris*)。

[史料14] Okehampton, cap. 15. 一二世紀

自由身分の人を除いては誰も私の都市民に対決する宣誓補助者の役につくまじきこと (*Nullus, nisi sit libere conditionis, stabit in lege contra burgenses meos.*)。

[史料15] Lincoln. 一二〇〇年

[強盗について] 私訴された人は、マーチンに対して第三七番目としての彼の手によって雪冤宣誓を申し出た (*Quilibet appellatus [de roberia] vadit eidem Martino legem se xxxvii. manu.*)。

[史料16] Egremont, cap. 17. 一二〇〇年頃

以下の事柄は、市民たち、ならびにこの都市の法に従って生活しているすべての人々の慣習である。すなわち、もしこれらの人々の誰かに対して窃盗 (*latrocinium*) の嫌疑がかけられるならば、彼は一度目、二度目、三度目は三六名の人々

によつて雪冤すべし。そしてその後は〔四度目は〕彼は、自治都市共同体から追放せらるべし (purgabit se per xxxvi. homines senel, secundo, tercio, et postea ejectus erit a communione burgi) 』。

〔史料17〕 Dunwich, cap. 2, §2. 一二一五年

もし自治都市の一員たる誰かが重罪についてあるいは殺人について私訴されるならば、彼は二四名の自由で適法な人々、彼の隣人そして彼の同輩たちの宣誓によつて自らを雪冤すべし (se purget)。

〔史料18〕 London. Liber de Antiq. Legibus, p. 34. 一二五七年

ロンドン市民は、殺人については三十六名の宣誓者によつて (per xxxvi. homines juratos) 』國王に対する侵害については一二名によつて、そして他の人々に対する侵害については第七番目としての彼の手によつて自己防衛すべし。

〔史料19〕 Leges Quattor Burgorum, cap. 28. 一二七〇年頃

市民は、金銭債務を否認する者に対して、それが誰であろうとも、彼の単独の〔証人なしの〕告訴によつて、宣誓を強いることができる。しかし、もし被告が騎士で彼がその金銭債務を否認する場合には、被告は自分の宣誓を遂行するため彼の執事なし彼のリーヴを他の自由人たちと共に据えることができる。その原告市民が被告に対して証人たち (testes) を持たなければであるが。

〔史料20〕 Leges Quattor Burgorum, cap. 31, §2. 一二七〇年頃

そして自治都市の訴訟においては、防衛においては、すなわち権利侵害ならびに不法の否認に際しては、完全否認が用いられるところのことが記憶せらるべし (Et est retinendum quod in placitis burgorum utitur Twernay in defensionibus defendendo wrang and unlawe.)。

〔史料21〕 Leicester. Records of Leicester, i, p. 158. 一二七七年

完全否認 (Twernthouway) 』。指名された人々。そして、しかるにこれまで以下のことが慣習であった。被告は、すべ

てを認めるか完璧に完全否認を述べる以外には、原告の告訴に対して他のいかなる答弁もできない。そして、彼がその否認を行なった時には、彼は雪冤宣誓にかからねばならず、彼自身第六番目の手として「宣誓した」。その際に、原告あるいは彼に味方する人は、原告に賛成して、あるいは被告を嫌悪して被告を支持しないであろう人々を選ぶであろう。そしてもし被告が、指名されたこのような人々と共に雪冤宣誓できなかったならば、すべての訴えについて、それが真実であろうと偽りであろうと、被告は敗北するであろう。したがって、最初に以下のように規定される。金銭債務の訴訟において、もし被告がそれを否認し、そして原告が書面、割符によってあるいは証人の口頭による証言(vive voix)によって彼の金銭債務の証拠を持つならば、原告に証明を行なわせよ。そして、もし彼が割符あるいは証人の口頭による証言(vive voix)しか持たないならば、彼に最初に宣誓を行なわせ、それから彼が連れてきた証人たち(temoines)に宣誓を行なわせ、そして以下のことについて見たこと聞いたことについて彼らを尋問せよ。すなわち、金銭債務の設定の場にあるいは割符作成の場に立ち会ったかどうか、あるいは金銭債務ないし割符について告白された場所に彼らが居合わせたかどうかである。そして彼らが証明したことに従って、彼〔原告〕の金銭債務〔債権〕を彼に取り戻させ、あるいは失わせしめよ。そして、その証人たちは適法な人々たるべし、すなわち不審な顧客(custumies)でなく、虚偽の宣誓を行なうために雇われた人ではないこと。そして、もし原告が証人たちを指名し、そして彼らが好意あるいは悪意によって進んで真実を言わないならば、ベイリフは彼らを出頭させ真実を言わせるために彼らの動産を差し押さえよ。そしてまた上述のことについて彼らを尋問せよ。あるいは、もし両当事者が、この事柄についての真実を知っている隣人たちの審問(enquête)に自分たちをかけることを合意して願うならば、その審問を行なわせるべし。そして、もし原告が彼の単なる言葉(simple voix)しか持たないならば、虚偽の宣誓を行なうために雇われたり、あるいはそうすることに慣れている人ではなく、法廷が裁定する数の善良で適法な人々によって、被告に雪冤宣誓を行なわせるべし(seit le defendant a sa ley)。そして、もし彼が指定された日に雪冤宣誓を遂行するならば、彼を放免せよ。もし彼がそれに失敗するならば、彼は、なされた訴

えをその通り認めて要求に応じるべし。同様に、侵害の申し立てにおいて(en plaid de respas)も、もし被告が完全否認を述べるならば、彼に雪冤宣誓を行なわせよ。そしてそれは同様の仕方で行なわせよ。今後は、かつて通常であったように、指名された人々によって雪冤宣誓を行なうために誰も動産の差し押さえをなされるまじきこと。そして、もし侵害の訴えにおいて、被告が彼の行為について審問に自分自身をかけたいと願うならば、彼の敵対者は除外して、適格な人々による審問が行なわれるべし。そして、もし審問の日が指定され、被告が出頭しないならば、次回の法廷に出頭するように彼の動産を差し押さえるべし。そして、もし彼がその法廷に出頭しないならば、欠席審問を行ない、判決を言い渡し、強制執行を行なうべし。

[史料22] Exeter, cap. 19. 一二八二年頃

もしある人が原告証人を伴って(od sente)、他人と契約を結び、その他人がその契約を否認するならば、彼は、彼の原告証人を伴って(od sa suyte)宣誓によって彼の契約を証明すべし。

[史料23] Exeter, cap. 20. 一二八二年頃

もしある人が、金銭債務ないし動産を、割符なしではあるが原告証人を伴ったものとして、他人に請求する場合には、その他人は少なくとも二名の宣誓補助者を伴う宣誓によって否認しうる。そしてもしその時、四旬節であるならば、四旬節が終つてからそれを行なうべし。

[史料24] London. Liber Albus, p. 58. 一二八五年頃

第三級雪冤宣誓において(In lege tertia)……上述した聖なる時間に(すなわち、クリスマススの時、ならびに復活祭と聖霊降臨祭の週に)行なわれた襲撃(insultus)、暴行(batuns)、奪取(tolns)、傷害、打撲傷害、流血およびそのような権利侵害に関して起訴された(accusatus)人は誰も、本人自ら一人で宣誓を行なうべし。……彼に続いて、六名の人々が宣誓すべし。……そして以下のことが知られるべし。すなわち、これら六名の人は、その起訴された人が住んでいる

近辺から選ばれるべし」と。

[史料25] London. Liber Albus, p. 294. 一二八五年頃

契約違反ないし金銭債務に関する訴訟において、原告当事者が書面も割符も持たない場合には、被告は彼の雪冤宣誓によつて (*par sa ley*) 自己防御できる。しかし、流血や暴行のような侵害に関する訴訟においては、もし被告が彼の雪冤宣誓によつて嫌疑を晴らすことを原告が進んで認めない限り、その訴訟は審問によつて (*par enquest*) 決せられるべし。そして、あらゆる人は彼の雪冤宣誓を、第七番目としての彼の手によつて遂行すべし (*Et chescun face sa ley par sa separtisme mayn*)。そしてこの準則は、都市住民のものであらうと他所者のものであらうと、この都市で訴えられるすべての訴訟において守られるべし。

[史料26] Ipswich, cap. 79. 一二九一年

以下がこの都市の慣習である。この都市の市民間で一六ペンスと二分の一ペニー以上の額の金銭債務訴訟が、都市のベイリフに提起されるならば、そしてその被告たる市民がその債務を否認し、他の市民に対して彼の雪冤宣誓によつて防御するならば、宣誓を行なうべき彼は、宣誓を行なうべき日に法廷に彼と共に一〇名の人々を連れてくるべし。そして彼らは二つの集団に分けられるべし。すなわち、一方に五名、他方に五名、と。そして尖ったナイフが彼らの間に投げられるべし。そしてナイフの柄がその方へ向いて落ちた五名は、宣誓を行なうことなしに退出させられるべし。そして、尖端がその方へ向いて落ちた他の五名は、宣誓を行なうべき彼と共に留まるべし。しかし、これらの五名から一名は除かれるべし。そして、残った四名は雪冤宣誓を行なうべき彼と共に宣誓を行なうべし。

しかし、もしその金銭債務が一六ペンスと二分の一ペニーあるいはそれ以下にすぎないならば、第三番目としての彼の手によつてでなければ彼の雪冤宣誓を行なうべきではない。

そして次のことが知られるべし。すなわち、この慣習はこの都市の市民間、同輩ないし庶民 (*commens*) と呼ばれる住

民の間にのみ適用し、他所者市民の間には (*entre burgeys foreynz*) 適用しない、と。

そもそもその債務の総額がいくらであろうとも金銭債務訴訟において、市民たる住民が他所者市民によって、あるいは他所者市民が市民たる住民によって訴えられるならば、そして一方ないし他方が雪冤宣誓にかけようとし、その訴訟が雪冤宣誓をなしうる性質のものであるならば、雪冤宣誓を行なうべき人は、それを行なうために彼自身第三番目として受け容れられるべし。そして、他のあらゆる他所者に対しても同様にすべし。

そして次のことが知られるべし。すなわち、前に述べた形式に従う雪冤宣誓における一〇名の統率に関するこの指示は、支払が適切になされていないという金銭債務訴訟を除いては採用されるべきではない、と。

〔史料27〕 *Leicester Records, i. p.218.* 一二九二年

今後は誰も、告訴されたり嫌疑をかけられたりした人と共に雪冤宣誓を行なうことはできず、金銭債務訴訟に関して嫌疑をかけられたこともなく告訴されたこともない誠実な人々と共にのみそれを行なうことができる。

〔史料28〕 *Waterford, cap. 1.* 一三〇〇年頃

決闘について——第一に、もし市民が他所者を傷つけ、それによってその他所者が死亡し、それによって決闘訴因が生ずるならば、その市民は四〇名の誠実な人々と共に自らを雪冤すべし (*se purgera*)。それによってその市民に対するあらゆる他所者の武器は砕かれる。市民は決して決闘に参加してはならないからである。

謀殺について——さらに、たとえ謀殺の事件であったとしても、それでもなお市民は、これと同じ方法で無罪放免されるべし。

〔史料29〕 *Manchester, cap. 25.* 一三〇一年

もしある人が他の人に証人なしに (*sine testimonio*) 何かを貸すならば、被告は原告が証人を持たない限りは、彼に何についても答弁する必要はない。そしてもし原告が証人を持っているならば、被告は二名の人の宣誓によって否認するこ

とびぢおる (Et si testimonium habuerit, per sacramentum duorum hominum potest negare.)。

【史料30】 Berwick. 一三〇二年
誰も決闘によつてではなく、その同じ自治都市の適法な二四名の人々の宣誓によつて自らを雪冤すべし。

【史料31】 London. Letter Book E, f. 109. 一三一九年

以下のような都市の古い慣習がある。ロンドン市民の誰かが巡察で (in itinere) 大逆罪について自らを雪冤すべき時には、彼はウォルブルック川の各々の側から選ばれた三六名を伴つて自らを雪冤すべし。そして昔から次のように考えられてきた。すなわち、もしこのようにして選ばれた人々の誰かが、彼らの選出の時と雪冤されるべきその市民の雪冤のの間に死亡したならば、その時には残りの存命している人々は、死者の墓の上で、もし彼が生きていたならば彼らが行なうのと同じ宣誓を彼が行なつたであろうことを宣誓した、と。

【史料32】 London. Liber Albus, p. 57. 一三三二年頃

大雪冤宣誓によつて (per Magnam Legem) 自らを雪冤せねばならない人にとつて、その宣誓の順序は次の通りである。私訴されたり、告発されたり、起訴されたりする人 (Quod appellatus, reatus et accusatus) は、本人自ら六回の宣誓を行なうべし。すなわち、そのあらゆる宣誓において彼は、彼自身のために、彼が重罪、国王の平和の破壊、そして彼に嫌疑のかけられたすべての悪行について罪が無く潔白たること、したがつて神および聖遺物が彼に加護を賜われますようにと宣誓すべし。その後で、六名の人々は次のように宣誓すべし。すなわち、彼は彼らの知識と信頼の限り正しくて確実な宣誓を行なつた、したがつて神および聖遺物が彼らに加護を賜われますように、と。そしてこの順序は、三六名の宣誓者の全員が宣誓するまで続けられるべし。

【史料33】 London. Liber Albus, p. 58. 一三三二年頃

これは中雪冤宣誓 (Lege Media) を遂行する順序である。すなわち、身体傷害について告発され私訴された人は、三

回の宣誓を本人自ら行なう。……彼の後に、六名の宣誓補助者が宣誓を行なうべし。……そして一八名が宣誓を行なうまで続けられるべし。

〔史料34〕 Norwich, cap. 26. 一三四〇年以前

この都市のあらゆる市民は、彼が書面や割符なしに訴えられる時には、金銭債務訴訟において雪冤宣誓にかけられるべし。

〔史料35〕 Norwich, cap. 27. 一三四〇年以前

都市の同輩と他所者との間での金銭債務訴訟について。都市の同輩と他所者との間の金銭債務訴訟において、その訴訟が国王の令状によってであろうと、あるいはそれなしに判決を求めて提起されたものであろうと、その都市の同輩たる彼は、他所者に対して彼の金銭債務〔債権〕を証明するために彼の証明を行なうべし。そしてもし他所者が市民に対して何かを主張するならば、そしてもしその市民が、ここで古くから用いられた認められてきたこの都市の法と古き慣習に従って雪冤宣誓を行なうことを望むならば、その市民は他所者に対して雪冤宣誓で防御すべし。

〔史料36〕 Torksey I. cap. 34. 一三四五年頃

雪冤宣誓について。そしてもし人が雪冤宣誓を主張し、領主、ベイリフあるいは教区吏員に対して (contra dominum, ballivum, vel badellum) 彼の雪冤宣誓を遂行せ (facere legem) ねばならないならば、彼は第三番目としての彼の手によってそれを遂行せねばならない。そしてもし彼が一当事者に対して (contra partem) 答弁し、雪冤宣誓を申し出る (vadiat legem) ならば、彼は、その当事者および裁判所から恩恵を受けないう限り (nisi habeat gratiam de parte et de curia) 第六番目としての彼の手によって雪冤宣誓を遂行せねばならない。両方の場合において、もし彼が彼の宣誓を遂行することを望むならば、彼は直ちにそれを遂行すべし。あるいは二週間後にそれを行なうべく日取りを決めるべし。そして彼は宣誓のための保証人 (plegios) を見出すべし。そして彼は自ら不出頭理由申し立てを一度行なうことができ、訴訟を次にく

る月曜日まで延期してもらうことができる。したがって、月曜日から月曜日まで訴訟は懸案中となる。そして原告は、もし望むなら不出頭理由申し立てを行なうことができる。そしてもし原告が不出頭理由の申し立てを許されるならば、被告はその後三度不出頭理由の申し立てを許されうることになる。こうして、判決が与えられるまで手続きが進められてゆく。

〔史料37〕 Torksey I. cap. 35. 一三四五年頃

そして以下のことが知られるべし。たとえ、彼と共に宣誓すべき誰かが、それを行なうべきごとくに行なわなくとも、あるいは誤った仕方で宣誓したり、宣誓を辞退したりしても、主たる宣誓者はそのために妨害されるべきではなく、彼の雪冤宣誓について私権剝奪されるべきではない。もし彼がその時その場で、彼と共に正当な仕方^で宣誓を行なう他の人々を持つことができればの話であるが。しかし、彼と共に宣誓すべきだった人は、その不実の故に憐憫罰を科されるべし。そしてもし被告が彼の雪冤宣誓について私権剝奪されるならば、判決は、原告が彼の訴因において示しただけを、さらにまた裁判所が査定する彼の損害賠償額を被告から取り戻すというものであるべし。そして、それにも拘わらず彼は、市の慣習に従って、そして彼の隣人たる罰金額査定者たちの査定に従って、領主の罰金を科されるべし。ただし六ペンスより多くはない。そして、当事者が雪冤宣誓を遂行させられる時には、彼はその宣誓の言葉をベイリフに従って言うべし。そしてベイリフは、行なわれた答弁に応じた雪冤宣誓をさせるべし。そしてもし彼が、ベイリフが言うように言わないならば、彼は、ベイリフに従って言えるまでそれを言い改めねばならない。そしてもし彼が、言うべく命じられたことを言いたくないと言うならば、その時には——そしてその時までではないのだが——彼は彼の雪冤宣誓について私権剝奪される。さもなくば、彼は雪冤宣誓について私権剝奪されない。そしてもし雪冤宣誓を申し出る人が、雪冤宣誓を申し出た後に (post legem vaditatem) 欠席するならば、彼が判決を聞くために動産差し押さえされるべしと裁定されるべし。そして彼が来よう^と来まいと、次の開廷期に主たる事件と損害について、彼らは判決に行き着くべし。そして、もし彼が損害賠償額の査定を得たいと欲するならば、次の開廷期にそれを得ることができる。

〔史料38〕 *Torksey I. cap. 44.* 一三四五年頃

女性たちが、彼女らの家の外で、法に反してビールを醸造して売却したかどうか尋ねられた時、もし彼女らが否と答えなければ、彼女らは、両隣りに住んでいる女性たちと共にあるいは他の女性たちと共に、第三番目としての自分の手によって雪冤宣誓を遂行するために、次の開廷期での日取りを決めるべし。

〔史料39〕 *Southampton.* 一三四八年

以下の方が合意された。侵害訴訟において (*en un plee de trespass*)、もし損害賠償額が四〇シリングあるいはそれ以上課せられそうな場合には、被告は争点について答弁を行ない、雪冤宣誓を申し出るべし。そして彼は、原告の損害が上述の侵害の故に四〇シリングあるいはそれ以上に達するかどうかに関して、原告が尋問されるよう懇願すべし。そしてもし原告がその尋問を拒むならば、その時には、被告は雪冤宣誓を遂行すべし。そしてもし原告が、聖書にかけて (*sur un liver*) 彼の宣誓をもって、自分が総額四〇シリングあるいはそれ以上の損害を被っていると述べらば、その時には争点は地方の人々〔陪審〕によって (*par pais*) 審理されるべし。

〔史料40〕 *Pevensy, cap. 8.* 一三五六年

殺人で告発された人は、もし彼がそれを望むならば、あるいは五港の慣習に従って、彼が自ら選ぶことになっている三名による雪冤宣誓を行なうべし。そして、彼は危険を覚悟で彼の宣誓補助者の名簿を作成し、それを執事の手に渡す。そしてその名簿の人々が各々彼の名前によって召喚され、もし誰かが失敗するかあるいは応じない場合には、その刑事被告は死刑を宣告されるべし。そしてもし彼らが全員出席するならば、執事が三六名のうち一二名を免除し (*pardoner*)、そして共同体の収益管理人 (ベイリフ) と参事会員類以外の役人たち (*les reserveour et jurs de la comunie*) がもう一二名を免除するのが常である。こうして執事は、宣誓補助者として (*pour la enquest*) 一二名を選ぶべし。そしてもしこれら一二名の誰かが彼の手を聖書 (*livere*) から引つ込めたり、何らかの条件を付けたりするならば、その刑事被告は死刑を

宣告される。

第一に刑事被告は、仮に彼が潔白であるならば彼がこの重罪ないし殺人について潔白であることを宣誓すべし。そして次に宣誓補助者の各々は一人ずつ宣誓すべし (*Et puis chescom de la conqueste jura par sei*)。そしてもし彼らが彼らの宣誓を、行なうべきように滞りなく行なうならば、その刑事被告を放免すべし。

〔史料41〕 London. Liber Albus, p. 521. 一三五六年

以下のことが定められ合意される。誰かが法廷に出頭し、支払われるべき額についてあるいは契約の違反について彼を要求を行ない、そして被告当事者が、原告の要求ないし訴えは真実でないと言ふべし、それについて被告が、原告が宣誓を行なうことを条件として被告の手だけでもって直ちに宣誓を行なうと申し出て、その場合にもし原告が自分の要求が真実であることを宣誓しようとしなば、被告に放免の判決がなされるべし。そして原告は憐憫罰を科されるべし。そして、類似の事件においてもし原告が先の条件に合意するならば、被告は同様の雪冤宣誓〔權〕を持つ。

〔史料42〕 London. Liber Albus, p. 203. 一四一九年

そして金銭債務訴訟においては、都市の慣習に従つて被告は、彼が原告に何物も負っていないことについて雪冤宣誓を申し出る (*gager sa ley*) ことができる。すなわち、もし彼がその都市において特權を得ている人であるならば、あるいはその都市に住んでいるのであれば、彼の分も含めて七名の手でもって彼は宣誓を行なう。そして、このような被告は、もし彼が宣誓補助者を用意するならば、申し出た雪冤宣誓に基づいて (*sur la ley gage*) 彼の雪冤宣誓を遂行する (*faire sa ley*) ことができる。さもなければ彼は、次にくる開廷期に雪冤宣誓を遂行するために日取りを決めるべし。

そしてもし被告が外国人だったり、他所者だったり、その都市の住人で無かつた場合には、彼は彼の分も含めて三名の手でもって彼が原告に何物も負っていないということについて直ちに雪冤宣誓を申し出て遂行する (*gager et faire sa ley*) ことができる。そして彼は放免される。そしてもし彼が彼と共に宣誓を行なうための二名を用意しなかつた場合には、被

告は、原告の要請によつて、ギルドホールに最も近い六つの教会へ、法廷吏員(serjaunt de la court)に監視されて行くべし。そしてそこで、彼がギルドホールで行なつた宣誓が正しいことを宣誓すべし。それから被告はギルドホールに連れ戻され、放免の判決を得るべし。そして原告は憐憫罰を科されるべし。そして、雪冤宣誓が認められる場合には、他の人的訴訟においても同様になされるべし。

[史料43] London. Liber Albus, p.204. 一四一九年

もしある人が、原告の家で食べた食物についての金銭債務について、あるいは househite と呼ばれる借家の賃料についての金銭債務について訴えられた場合においては、被告は雪冤宣誓〔権〕を持つまじきこと(le defendaut n'averera my sa ley)。

[史料44] London. Liver Albus, p.214. 一四一九年

もし捺印された割符が金銭債務の証明において提示されるならば、被告は雪冤宣誓〔権〕を持つまじきこと。

[史料45] Hastings, cap.9. 一四六一—一四八三年

謀殺ないし重罪で正式起訴された人がどのようにして自分の無罪を証明すべきかの方式を以下に記す。そして次のことが理解されるべし。もしある人が告発に基づく正式起訴に基づいて逮捕され、彼に対して訴訟が提起されるならば(Here foloweth the forme how a person indicted of murder or felonye shall agayne hym. And yt ys to be understoode that if any person be attachyd upon a indyement upon appell and pursue by made agaynst hym) 彼は次のうちから一つを選択できる。法が命じる忌避権を彼が持つことを考慮して特権地域の住民二名の審理に身を委ねるか、あるいは、彼自身の危険を覚悟でそして彼の名前において三六名の適法な人々の雪冤宣誓にかけるかである。その三六名は、ベイリフと参事会員に似た市の役人(jurates)によつて穩当に指定された日に出頭せねばならない。もし彼らのうち一人でも欠席するならば、あるいは彼が呼ばれた時に応答できなければ、彼(被告)は死ぬべし。もし彼らが呼ばれた時に出頭し応答するならば、彼らのうち一二名は国王の恩恵によつて免除されるべし。そしてベイリフと参事会員に似た市の役人によつてそして

特権地域の特権によつて三六名のうちあと一二名が免除されるべし。その結果、三六名のうちの一二名が残り、彼らは被告と共に、彼にかけられた嫌疑について彼は有罪ではないと宣誓すべし。しかし、最初に被告が自分はその犯罪について有罪ではないと宣誓し、聖書にキスし (*kysyng the boke*)、彼に続いて一二名の各々が一人ずつ聖なる福音伝道者にかけて、嫌疑をかけられた侵害について彼は有罪ではないと宣誓し (*after hym shall syngulerly everyche of the xii persons swere on the holy evangelist, ……*)、聖書にキスする。そしてもし彼らのうちの誰かが聖書から手を引つ込め、宣誓をしようとしなければ、被告は死に至らしめられるべし。

〔史料46〕 *Hastings, cap. 14. 一四六一—一四八三年*

どのようにして彼らは三六名による無罪放免 (*aquytall*) の日を指定すべきか。そしてベイリフ (*bayle*) は、三六名が他所者であるならば遠くの地方にるので、彼らが無理なく出席できるように彼らが出席すべき日を指定すべし。

〔史料47〕 *Lydd, cap. 44. 一四七六年*

人的訴訟について (*De placitis personibus*)。それはまた、家畜の引き留め、侵害、契約違反、詐欺に関する訴訟をしてその他のすべての人的訴訟において用いられる。すなわち、被告は、二名の手と彼自身の手で雪冤宣誓を行なうことを認められる。その二名は、被告の宣誓が申し分なくかつ真実であると信じる旨宣誓すべし。しかし、もしできるならば原告は、見たこと聞いたこと (*sight and hert*) に関する彼の訴因 (*intent*) を証明しようとするであろう。そしてあらゆる原告は、あらゆる訴訟において、被告が雪冤宣誓を認められるよりもむしろ、証人による証明を認められるべし。

〔史料48〕 *Hythe, cap. 1. 一四八三年*

もし三六名が出席したならば、ベイリフは彼の職務上の権限によつて三六名から一二名を選ぶべし。そして先ず第一に、正式起訴された人 (*in enditee*) が彼の手を聖書の上に置き自分が潔白であることを宣誓すべし。そして一二名の人々が同じ仕方て宣誓すべし。

[史料49] Hereford, cap. 41. 一四八六年

そしてもし債権者が彼の単なる口頭によって金銭債務〔債権〕を主張する場合には、債務者は公然の雪冤宣誓にかけることができる。そして彼は次の開廷期での日取りを決めるべし。そして彼は法廷に、彼が特権を持つ人ならば三名を、特権を持たない人ならば五名を連れてくるべし。ただし彼らは、上述したように評判の良い人々でなければならぬ。

[史料50] Rye, cap. 16. 一五世紀

もし私訴された人が他所者ならば、彼が遠くの地方の出身であることをかながみて、彼がその郷里に使いをやることのできるように、彼の日は指定されるべし。

[史料51] Fordwich, cap. 85, §1. 一五世紀

そして彼に指定されるべき一日を選定するに際しては次のごとくであるべし。すなわち、他所の地域出身の人は、もし可能ならば彼自身の地方の人々によって彼を放免してもらうために彼が彼の郷里に使いをやることのできるように、と。

[史料52] Fordwich, cap. 85, §2. 一五世紀

しかし、隣人であろうと他所者であろうと、適法で誠実な人であるならば、誰もこのような無罪放免〔方式〕を遂行することを拒絶されるまじきこと(Sed non erit aliquis returandus ad hujusmodi acquietationem faciendam, utrum fuerit vicinus vel extraneus, dummodo fuerit legalis et fidelis.)。

[史料53] Fordwich, cap. 87. 一五世紀

盗まれた物を所持しているのを発見された人は、もし彼が、その物は彼の物であり、かねてから彼自身の法的に正しい動産であったと述べ、さらに彼が私訴されている事柄について自分は無罪であると述べらるならば、そしてまた、もし彼が前述のように善良で誠実な三六名の人々によって自分を無罪放免することができるならば、彼は彼の生命と彼のすべての動産を守るべし。

〔史料54〕 Fordwich, cap. 41. 一五世紀

彼の単なる口頭によつてであらうと、金銭債務が負わされた時にそこにいた善良で誠実な人によつてであらうと、あるいは割符によつてであらうと、金銭債務訴訟において一定額を原告が要求することは正しいことである。しかしもし彼が、それによつて彼が彼の訴因を証明する、見て聞いた証人なしに単なる口頭によつて訴えるならば、被告はもし彼が望むならば彼の単独の宣誓によつて放免されうる。すなわち、原告の単なる口頭に対して、被告は単なる口頭によつて放免されうるのである。

〔史料55〕 Sandwich. Boys, p. 449. 一五世紀

証明ないし雪冤宣誓を行なうことに關しては、以下のことが知られるべし。すなわち、反対当事者は、自分に対峙して証明を行なう人々を様々の方法で忌避できる。証人の場合でも雪冤宣誓の場合でもである。宣誓補助者の誰か一人がかつて偽誓の廉で有罪を宣告されたことがあるならば、もし教会ないし市場地の周りを鞭打たれ引き回されて公然の悔い改めを行なつたことがあるならば、もし自分の領主を何らかの仕方で裏切つたことがあるならば〔忌避されるのであり〕、フランス人が彼がそこから我々の国へ逃げてきたその彼自身の国において行なつた場合のように、もし彼が殺人ないし窃盜の故に彼の祖国から逃亡してきた人であるならば〔忌避されるのであり〕、そしてまた息子はその父親と共に宣誓を行なうことはできず、従者はその主人と共に宣誓を行なうことはできない。被告の公然の敵対者は、もし彼の名前が忌避されているならば、証人となることも雪冤宣誓を行なうことも許されない。

〔史料56〕 Sandwich. Boys, p. 452. 一五世紀

そして、土地の訴訟だけは除く（*exceptis solummodo placitis terre*）どんな種類のものであらうともすべての訴訟は、原告ないし被告の証明によつて（*per probationem*）あるいは否認する当事者の〔雪冤宣誓による〕無罪放免によつて（*per acquietacionem*）決着をつけられるべし。なぜなら、五港の特権地域下では（*infra libertatem quinque portum*）他

所のように隣人による審問 (*inquisitio per vicinos*) があつてはならないからである。

[史料57] *Sandwich. Boys, p.452. 一五世紀*

次のことが知られるべし。暴行、侵害および流血に関するあらゆる訴訟において、被告は、たとえ原告が自分は自分の訴因を善良で誠実な証人によつて証明すると言ふにしても、もし被告がそれを行なうことができ、然るべき方法で要求するならば、無罪放免〔の機会〕を得ることが出来る。その方法で彼は原告に対してそして彼の原告証人に対して (*contra illum et contra sectam suam*) 自口防衛すべし。

[史料58] *Sandwich. Boys, p.464. 一五世紀*

そしてもし殺人の私訴において、彼が現行犯で血の付着した小刀、剣あるいはそれに類似の物と共に発見されたならば、そしてこれが誠実な人によつて目撃され証言されたならば、彼は自らを無罪放免することはできない (*Et si in appello homicidii fuerit quis repertus super factum et cum cultello, gladio, vel consimilibus consanguinatus, et fuerit visum et testificatum per fide dignum, non se poterit acquietare.*)

[史料59] *Leges Quatuor Burgorum. Add. MS. 18111, f.137. 一五世紀*

証明からの排除について。以下の人々は、証明、無罪放免および証言から (*a probatione, acquietacione et testimonio*) 排除される。成年に達してない少年、農奴、狂人、窃盜犯、姦夫——というのは姦夫は町中を引き回されて鞭打たれるからである (*quia adulterius per median villam verberantur*) ——、貧者、偽誓者、嫌疑をかけられた人、あるいは有罪を宣告され身代金を支払つて釈放された人、親戚、仲間、隸農、俗人に対する聖職者そして聖職者に対する俗人。

[史料60] *Laws of the Burgins. Univ. Lib. MS.Kk. I.5, f.5, f.23. 一五世紀*

以下の人々は証明、無罪放免〔雪冤宣誓〕、証言、陪審 (*assise*) に参加できない。すなわち、父や母、兄弟姉妹、伯父や伯母、息子や娘、伯父の息子や伯母の息子、姉妹の息子、兄弟の息子、いとこ、親戚、五親等内の姻戚、領主、ベイリ

フ、領主のお仕着せを着ている人、領主の血族、領主自身の世帯の人、地代を領主に支払っている領民たち、主張の一部に関わる人、売春婦やそれを買う人、当事者たる彼の相手、農奴、偽誓を行なった人、質なちの悪い人、分別のない人、在監中の人や適法でない人、法益を剝奪された人、愚人、土地を持っている司祭、修道会の成員は誰も裁判官の面前に来るまじきこと。

〔史料61〕 Cinqve Ports Customal, cap. 36. 一五二八年

……最初にもし宣誓ないし証明をすべき彼ら、あるいは彼らのうちの誰かが偽誓について有罪とされたことがあるならば、あるいは、もし誰かが公然に悔い改めを行なったことがあるならば、あるいは、もし彼らのうちの誰かが異端ないし国王の恩赦を受けるような重罪について有罪とされ権利を放棄させられたことがあるならば、あるいは、もし誰かが逃亡したことがあるならば……

そしてまた誰かと共に宣誓を行なうべき人は、誰も雇われるべきではなく、彼あるいは彼らの骨折りに対して報酬を取ってはならない。そして、もしその真偽がはつきりしたならば、彼らは、提供者も受領者も苛酷な罰を科されるべし。

〔史料62〕 Cinqve Ports Customal, cap. 37. 一五二八年

裁判官は、宣誓を行なうべき彼ないし彼らに、自ら進んで偽誓を行なうこと、全能の神を放棄し、彼らの洗礼を放棄し、この良き業わざおよび天国で彼らの占める部分を放棄すること、そして彼らを地獄の悪魔に引き渡すことがいかに危険か彼ら自身が留意ちかみせしめようか促すべし (The judge shall exorte him or theym that shall swere, to take hede to themselves what danger it is to forswer hymselfe willinglie, to forsake almighty God and their baptism and all this good worke and their part in heaven and geve themselves to the deawell to hell.)。

〔史料63〕 Canterbury II, cap. 12. 一五二九年

もし自由人が、彼が雪冤宣誓にかけうる訴訟において、ある人に対して雪冤宣誓を申し出る場合には、彼は第三番目と

しての彼の手によつて放免されるべし(Yeff a freman shall wage his law agenst eny man in an accyon where he may be at his law, he shall be excusyd with his iii. hand.)。

【史料64】 ウィヒトレット(Wihred)王の法、六九五年

これらはケント王、ウィヒトレットの布告である。

ケントの最も仁慈深い王、ウィヒトレットの治世において、治世第五年自すなわち第九財政期の刈入期の第六日目に、Barham と呼ばれる場所で、名望家たちから成る審議会が召集された。そこにはブリタニアの第一位の司教たる Berhtwald、上述の王、Gefmund と呼ばれたロチェスタの司教が出席した。そしてその地域の教会のあらゆる階層が忠義な俗人たちと共に満場一致で意見表明した。

名望家たちはすべての人々の合意を得てこれらの布告を作成し、そしてそれらをケントの人々の法律慣習に付け加えた。以下に叙述され宣言される。

17 修道院の長は、司教によって用いられている方式によって身の潔白を証明すべし。

18 司教は彼自身の誓言によって身の潔白を証明すべし、すなわち、祭壇の前に聖なる衣服を着て立ち、「真実を私はキリストにおいて述べ、偽わらなす(Veritatem dico in Christo, non mentior.)」と宣言してである。助祭は類似の仕方での身の潔白を証明すべし。

19 教会書記は、彼一人が祭壇の上に彼の手を置いて、彼自身の階層の人三名の援護を得て身の潔白を証明すべし。他の人々はその宣誓を有効にするために出席すべし。

20 他所者は祭壇で、彼自身の宣誓によって身の潔白を証明すべし。王のセインは同様の仕方での身の潔白を証明すべし。

21 平民は祭壇で彼自身の階層の人々三名と共に身の潔白を証明すべし。そしてこれらすべての人々の宣誓は疑いえないものとされるべし。

教会は雪冤に関するなお一層の特権を有する。以下の通りである。

22 司教の、あるいは王の従者が訴えられるならば、彼はリーヴの手によって身の潔白を証明すべし。そのリーヴは彼を雪冤するか、あるいは厳しく罰せられるべく彼を引き渡すべし。

23 もし誰かがある仲間集団の奴隷に対してその仲間集団の立ち会いの下で訴訟を提起するならば、彼〔奴隷〕の領主は、もし彼〔領主〕が聖体拝領者であるならば、彼〔領主〕自身の宣誓によって彼〔奴隷〕の身の潔白を証明すべし。もし彼が聖体拝領者でなければ、宣誓において彼を援護する第二番目の善良な証人を得るべし。あるいは罰金を支払うか、厳しく罰せられるべく彼を引き渡すべし。

24 もし俗人の従者が教会の従者を訴えるならば、あるいはもし教会の従者が俗人の従者を訴えるならば、彼の領主は彼自身の宣誓によって彼の身の潔白を証明すべし。

〔史料65〕³ アングロ・サクソン法の宣誓方式、九二〇—一〇五〇年

1 (家臣は次のように宣誓すべし。〔写本〕H。次のように人は、忠誠の誓いを行なうべし。〔写本〕B。)省略。

2 (原告は、彼が〔アネフアングにおける〕彼の動産を擱んでそれを保管し初めたら直ちに次のように宣誓すべし。〔写本〕B。)その御前でこの聖遺物が神聖であるところの主のもつて、私は地方の法によって、策略からではなしにそして悪意なしにそして他のいかなる欺瞞もなしに次のように告訴を行なう。すなわち、このNの家畜は私から窃盗により盗まれたのであり、私はそれを訴求しそしてそれをNのもとに差し押さえたのである。

3 (人〔原告〕がその人から自分の家畜を取り去ったところの他の人〔被告〕の宣誓。〔写本〕B。)……主のもつて、私は意志においても行為においても、共謀者でも共犯者でもなかった。もし家畜がNから違法に掠め取られたにしてもである。

3 (1) むしろ私は、それを私が正当に取得したので、その家畜を持つのである。

3 (2) あるいはまた・私がそれを現在その人の手の中に置いているところの人が、それを私に譲渡したので、私はそれを留置するのである。

3 (3) あるいはまた・それを譲渡する権限を持っていた人がそれを私に譲渡したので、私は家畜を占有するのである。

3 (4) あるいはまた・それは私の個人財産たる家畜群から出てきたのであり、そしてそれは共同体法上、私の私有財産であり私の土地で飼育したものであるので、私は家畜を持つのである。

4 (アネフアングにおける自分の財産を掴む人の宣誓・すなわち、彼はこれを憎しみからあるいは讒謗のために行なうのではない、と。〔写本〕 B。) ……主のもとで、私はNを憎しみからあるいは讒謗のために行なうのではない。そして私は私の報告者が私に報告した以上の真実を知らないし、そして私自身真実とみなす。すなわち、彼は私の家畜の盗人であった、と。

5 (相手方〔被告〕の宣誓・すなわち、彼は無実である、と。〔写本〕 B。) ……主のもとで、私は、Nが私に嫌疑をかけている告発について、行為においても計画においても無実である。

6 (〔宣誓補助者として〕彼のそばに立つ彼の仲間の宣誓。〔写本〕 B。) ……主のもとで、N〔主たる宣誓者〕が遂行した宣誓は、清浄であり虚偽でないものである。

7 (誰かが、彼がそれを購入した後で、その彼の財産に欠陥のあることに気付く時の〔原告の〕宣誓。〔写本〕 B。) 全能の神の御名において、あなたが私に売却した物は欠陥がなく〔論難されることのない物であることを、あなたは私に約束したし、将来の訴えに対しては、その際に〔売買の際に〕我々二人のそばに立ち会った証人の立ち会いの下で完全な保証を約束した。〔証人の名前をここに挙げる。〕 N。

8 (証人として他の人を援護する人は次のように宣誓すべし。〔写本〕 B。) 全能の神の御名において、私はここで、人から要求されたのでもなくそしてそのために買収されたのでもなく、真正な証人としてNを援護する。すなわち、私は、

私が彼と共に証言したことを私の眼で見たのでありそして私の耳で聞いたのである、と。

9 (「告訴された売却者の」宣誓：すなわち、彼は「売却に際して」粗悪さもごまかしも知らなかった、と。(写本) B。) 全能の神の御名において、私がそれをあなたに売却したその時には、私は、あなたがそれについて訴えているその物に関して、粗悪さもごまかしも知らなかったし、不完全さも欠陥も知らなかった。そうではなくむしろ、それはいかなるごまかしもなく欠陥がなく「論難されることのない物だったのである。

10 生ける神の御名において、私は、私が彼に私の物を売却した時に、私にNが約束した金銭を「未だに」私は受け取っていないので、その金銭を要求する。

11 (「この契約債務の」否認。(写本) B。) 生ける神の御名において、私はNにシャット(Scatt)⁽⁵⁾もシリングも負っていないし、ペニーあるいはペニーの価値も負っていない。そうではなくてむしろ、私は、我々二人の申し合わせが初めから進化した範囲で私が彼に負っていたすべてのものを、彼に支払ってしまっているのである。

[史料66]⁽⁶⁾ ヘンリー一世の法(Leges Henrici Primi) 一一〇八—一一一八年頃

c.64 その性質に応じた告訴の指揮について。

64.1 あらゆる告訴は、特定地の慣習が許すように、単純なあるいは厳格な方式で、一度だけのあるいはそれ以上の回数の予備宣誓(anteuramentum)を通して行なわれるべし。そして、告訴された人は、事柄の重要性と事件の性質に従って、告訴者が最初に行なったその仕方、宣誓によって身の潔白を証明すべし。

64.1a なぜなら、すべての事柄は、地域の慣習、法定の訴訟手続、そして当事者たちの身分によって大いに異なるからである。

64.1b 幾つかの地域では、雪冤の宣誓と予備宣誓に関する法律規定の中に、大きな違いが観察される。告訴および他の多くの事柄に関して大きな違いがあるようにである。

64.1c ハンプシャーでは、厳格な発言方式で宣誓する人は、一度だけ宣誓すべし。そしてその出来映えに基づいて、失敗したか成功したかが判断されるべし。

64.1d 幾つかの地域では、成功したか失敗したかが宣告されるまで、彼の望むだけの回数彼は彼の宣誓を繰り返すことができる。

64.1e 予備宣誓が行なわれない場合、あるいはそれが厳格な方式でなされない場合、あるいは他の人によってそれが遂行される場合もたまにはある。その可能性は、特殊な情況、そして関わっている人、彼の地位、身分、そして立場に依拠するであろう。

64.1f 悪しき人々によって犯される妨害や偽誓者たちの共謀がありうるので、厳格な方式の宣誓は、告訴された人々によって好みて神判が選択されるように工夫されていた。

64.1g こうして、告訴された人は、彼が熱鉄神判に向わない限りは、選ばないし籤によって選ばれる一組の一〇人組の成員たちと共に、宣誓によって身の潔白を証明するであろう。

64.1h 告訴された人が三重の雪冤を行なうべき訴訟においては、彼は三ポンドの重さ(すなわち、六〇シリングと同価値の物)の鉄の神判を受けるべし。

64.2 窃盗、謀殺、自分の領主に対する裏切り、放火、住居侵入、そして刑罰としての切断刑を伴う犯罪に関する事件において、ウェセックスのすべての人々は、厳格な方式における宣誓方法によって誓うべし。ただし、騎士、司祭、ならびに自分たちの法的な信頼性をいかなる点でも減じることのなかった他の人々は例外である。

64.2a これらの人々は、いかなる告訴に関しても、それがより深刻な事柄に関わつていようとあるいはそれほど深刻でない事柄に関わつていようと、適切な数の宣誓補助者に伴われて単純な宣誓を行なうべし。そして彼らの仲間たちのそれと等しい価値の宣誓を確保すべし。

64.2b なぜなら、一名の騎士の宣誓は、六名の隸農の宣誓に等しいからである。もし彼が殺されるならば、六名の隸農を殺すことによって彼の復讐が十分に果たされることになる。そしてもし補償金が彼のために支払われるならば、彼の贖罪金は隸農六名分の贖罪金である。

64.3 イングランドの法においては、ミサ司式司祭の宣誓と世俗騎士の宣誓は、同価値のものと評価される。

64.3a フランス人および外国人は、厳格な発言方式に従って実行されるべき宣誓を行なわない。

64.4 もしある人が殺害の廉で告訴され、身の潔白を証明することを望むならば、彼はそれ「訴えられた事実」を価値において彼の贖罪金と等しい宣誓によって、すなわち彼の宣誓補助者の宣誓 (werelata) によって否認すべし。但し書きは、父方からの宣誓補助者たちは彼らが厳格な方式で宣誓を行なうよう計らうべしということであり、母の親類関係の宣誓補助者たちは単純な宣誓を行なうべしということである。

64.5 同様に、もしある人が判決を受けることなしに殺害され、彼の親類の人々が彼は無実であるのに不当にも殺されたという理由で、彼の身の潔白を証明したいと望むならば、彼らはそれを上述した方法で行なうべし。

64.6 もしある人々が、彼らの間で争われている物の所有権を自分たちで確定することを欲し、宣誓補助者たちが各々の当事者の側で協力し、その財産は盗まれた物なのだという主張がなされるならば、その時には、自分の宣誓補助者という形でより良い証拠を提出する当事者は、彼の事件の証明を申し出るより良い権利を与えられるべし。そして彼はその物が彼の物であることを自分で厳格な方式の宣誓によって証明すべし。そして彼の宣誓補助者たちは、彼を単純な宣誓によって支持すべし。

64.6a もし事態がこうでない場合には、占有者は常に告訴者よりも所有権に対して優位の権利を与えられるであろう。そして、彼がその所有権を獲得すべし。もし彼にとって可能ならば彼は、権原に対する彼の主張を権原保証者を呼び出すことによって正当化することができる。ただし、その呼び出しは三度を超えて失敗することは許されない。

64.6b 窃盗が行なわれてから少なくとも六ヶ月が経過する以前に、証人もいることが認めうる場合に、もし誰かがある物の所有権を主張しようと欲するならば、彼が「証明」の義務を負わされるといふのは、法に従えば、我々にとって正當とは思われない。

64.7 人が一人で宣誓すべきか、あるいは数名の宣誓補助者と共に宣誓すべきかは、事件の種類、そして関わっている当事者によって、すなわちあらゆる社会的階層における当事者たちの信頼性と身分によって、そして争われている財産の価値や当該罰金(wife)の総額によって左右される。

64.8 宗規に従って生活している司祭は、単純な告訴の事件では、雪冤の宣誓を一人で行なうべし。また、三重の告訴の事件では、彼自身と同じ地位の二名の宣誓補助者と共に行なうべし。

64.8a 助祭は、単純な告訴の事件では、他の二名の助祭と共に宣誓を行なうことによって身の潔白を証明すべし。三重の告訴の事件では、他の六名の助祭と共に宣誓を行なうことによって身の潔白を証明すべし。

64.8b 在俗司祭は、宗規に従って生活している助祭と同じ方法で身の潔白を証明すべし。

64.8c 司教あるいは助祭長によって告訴される司祭は、一団として召集される他の五名の適法な司祭と共に宣誓を行なうべし。

64.9 度重なる告訴によって評判を落としておらず、彼の宣誓や、神判への彼の付託が失敗したことの無い信頼に値するあらゆる人は、ハンドレッドにおける単純な雪冤の権利を享受すべし。

64.9a 信頼に値しない人の事件では、単純な雪冤宣誓のための宣誓補助者は、三つのハンドレッドの中から選ばれるべし。そして、三重の雪冤宣誓のためには、その裁判所それ自体の裁判管轄範囲の地域の中から選ばれるべし。あるいは彼は、他に採るべき道として神判に向かうべし。

64.9b 単純な雪冤には単純な予備宣誓が先行すべし。三重の雪冤には、三重の予備宣誓が先行すべし。

64.9c. つかなる予備宣誓も免除されるまじきこと。

〔史料67〕ブリットン(Britton) 一三世紀末

Book I, Chap. XXVIII, 22. もし原告が一人に対してだけ告訴するならば、そして彼の訴えによってその人を占有奪取者として不法占有者とし、これの証拠として原告証人を提出するならば、このような事件においては、被告はその占有奪取を否認することができる。そしてもし尋問の結果、その原告証人が「原告支持の点で」合意しないことが見出されるならば、被告に有利に判決が下されるべし。そして原告は偽りの原告証人を提出した廉で憐憫罰を科されるべし。もしその原告証人が「原告支持の点で」合意することが見出されるならば、その時には被告は、原告および原告証人に対して彼の雪冤宣誓によって占有奪取を否認する(defendre)ことができる。そしてもし彼が原告に雪冤宣誓を申し出て原告がそれを拒否するならば、原告に不利に判決が下されるべし。そして反対の場合でも同様になされるべし。もし原告がそれを受け容れるならば、被告のために日取りが決められるべし。その日に彼は来て、彼の一二名の宣誓補助者と共に彼の雪冤宣誓を遂行すべし。その日に彼は不出頭理由申立を行ない、雪冤宣誓を遂行しないことができるし、原告もまた不出頭理由申立を行なうことができる。しかしもしどちらかが欠席するならば、その欠席した当事者に不利に判決が下されるべし。もし被告が一二名の宣誓補助者を完全に持たないならば、あるいは彼らのうちの誰かが正当な異議申立に基づいて謝絶しうるならば——すなわち、その人が隸農であるとか、破門されているとか、あるいは偽誓の故に私権剥奪されたとか、あるいは晒の刑を宣告されたとかによってであるが——、原告に有利に判決が下されるべし。そして被告には憐憫罰を。なぜなら彼は雪冤宣誓を遂行することに失敗したからである。

Book I, Chap. XXVIII, 23. もし原告が、被告は担保が被告にどこで提出されればよいかを見出されないようにするために故意に欠席したのだと言うならば、あるいはもし原告が、原告は担保をベイリフに提出し、そして彼の領主は譲渡を禁止していたのでそのベイリフはその担保を「被告に」引き渡さなかつたと言うならば、これら両方の場合に雪冤宣誓によ

る防御が存在する。かの点において合意している原告証人を原告が持つならばではあるが。しかしもし原告が原告証人を持たないならば、あるいは合意していない原告証人であるならば、被告は原告のただ一つの言葉に対しても雪冤宣誓を申し出る必要はないであろう。原告に不利に判決が下されるべし。なぜなら、争点について提出される適切な原告証人がいないならば、誰も他人に対して雪冤宣誓を申し出ることを強いられないと我々は定めているからである。そしてもし原告が、「[上述の引き渡し]」拒否に関してベイリフを訴えるならば、その争いは原告とベイリフの間のものであるべし。

- (1) 中世一から中世三までは *Borough Customs*, vol. I, ed. by Mary Bateson, London, 1904 (Pub. of Selden Society, vol. XIII), pp. 36-52, 162-186 から抜粋して年代順に並べたものがある。
- (2) *The Laws of the Earliest English Kings*, ed. and trans. by F. L. Attenborough, New York, 1963, pp. 24-31.
- (3) F. Liebermann, *Die Gesetze der Angelsachsen*, Bd. I, 1903, SS. 396-399 (Swedish: Eidesformeln).
- (4) 実際には宣誓が行なわれる際に、凡のところに当事者の名前が挿入される。以下同様。
- (5) 最小の貨幣単位。ケンヤ王国では、シリントウの二〇分の一の価値に相当したものをいう。See *Oxford Eng. Dict* (sceat).
- (6) *Luges Henrici Primi*, ed. with translation and commentary by L. J. Downer, Oxford, 1972, pp. 202-207.
【ヘンリー一世の法】は、一〇〇八年から一一一八年の間に書かれたと推定されているが、この本の主たる部分は、ラテン語に翻訳されたアンソロ・サクソンのドゥームの引用から成っている。メイトランド、前掲邦訳書、二二一―二四四頁参照。
- (7) *Britton*, the French text carefully revised with an English translation, introduction and notes by F. M. Nichols, vol. I, Oxford, 1865, pp. 150-151.

三 分析および考察

前章で抜粋した史料のうち、自治都市の慣習と法に関わる1から63について個別的に分析および考察を行なう。本章で用いられる番号は、この史料番号に対応している。なお、史料の64から67は、個別的に検討はしないが、右の分析・考察を深めるために用いられる。

1 これはアングロ・サクソン時代のロンドンの慣習であり、都市の役人たるリーヴが人を使用料不払いの廉で告訴する時、その人は、六名の宣誓補助者を伴う雪冤宣誓で雪冤できるとしている。「第七番目として」という表現の意味は、宣誓者が七名いて、主たる宣誓者たる自分が第七番目だということである。

2 ドウムズデイ・ブックの中の記述である。放火の廉で起訴された人は、四〇名の宣誓補助者の援護を得て雪冤しうる。四〇名という数は、宣誓補助者の数としては非常に多い数であり、放火の罪の深刻さを表わしている。

3 原告証人、叫び声、および証言を伴って告訴された殺人、公然の傷害、そして原告証人を伴う公然の夜盗、これらの嫌疑に対しては、被告は大雪冤宣誓で雪冤しうる。失敗すれば、死刑ないし切断刑を科される。判決は、証明方法と証明の失敗の結果もたらされる刑罰を宣告するが、被告に大雪冤宣誓が命じられると、被告は自ら三六名の宣誓補助者を二週間以内に裁判所に連れてこなければならぬ。あるいは、裁判官の指示で市の賢人たちが市民の中から彼らを選出する場合もある。しかし被告は何らかの理由を付して彼らを忌避できる。欠員は賢人たちが新たに補充する。証明の手続は、被告が第一番目の宣誓者として宣誓を行ない、続いて三六名の宣誓補助者が宣誓する。

一五名の宣誓補助者を伴う雪冤方法もある。これは先のもよりも深刻さの少ない国王の訴訟（刑事訴訟）に対応する雪冤方法である。手続は三重の宣誓であり、主たる宣誓者は三度宣誓を行ない、各々五名の宣誓補助者が続いて宣誓する。失敗に対しては、一〇〇シリングまでの範囲の憐憫罰が科される。史料著者によれば、被告が大雪冤宣誓において一度だ

け宣誓するのは、失敗に対しては死が宣告されるからである。しかし厳格さの点で見れば、三重の宣誓の方が程度は高いと思われる。主たる宣誓者の宣誓が三度試されるからである。

この時代の宣誓補助者は、主たる宣誓者に続いて一人ずつ宣誓を行なっているようにみえる。「彼自身は第六番目 (sisme [sixième])」 というように、序数詞の概念が入り込んでいるからである。しかしゲルマン時代には補助者たちとは同時に口をそろえて宣誓した。ミッタイスは、この変化は既にフランク時代に生じており、証明方法として困難さを増してきたと述べている。すなわち、「宣誓補助者による証明は、……彼らはもはや同時に口をそろえて (mit gesamen Mund) 宣誓するのではなく、一人一人順次に宣誓させられるようになったことにより、前代に比べて困難にされた」と。この部分に対する訳註において、世民晃志郎氏は次のように解説されている。「この変化にはおそらく教会の影響が働いているといわれている。宣誓補助者の責任を強化し、偽誓を防止しようとする目的をもつ変革である」。

呪術的なデーモン呼出 (Beschwörung)、「自己に対する条件付きの呪詛」であった (H・ブルンナー) ゲルマン時代の宣誓は、フランク時代においてキリスト教の神への呼びかけに変化している。アングロ・サクソン時代のイングランドも類似の状況にあった。アングロ・サクソンⅡイングランドへのキリスト教伝来の物語 (ベータ『イギリス教会史』八七三年) によれば、ローマリブリテン教会は異教徒の侵入によって消滅したが、この異教の侵入者たちは、教皇グレゴリウス一世の派遣したアウグステイヌスの率いるローマ宣教師団が五九七年に上陸した後、王を先頭に次々と改宗したと言われている。このような宗教上の変化が、他界観念を中心に据えて有効に機能していた証明手続に、影響を及ぼさなかったはずはない。我々は、ケント王ウィヒトレットの六九五年の法の中に、キリスト教化された雪冤宣誓を見出すことができる (史料 64 参照)。この法の布告に際しては、法の前文から分かるように、聖職者が重要な役割を果たした。この法は、内容的に雪冤宣誓に関する教会の特権を確認したものであり、それが従来のケントの人々の法律慣習に付け加えられたのである。この法の中に、「同時に口をそろえての宣誓」から「一人一人順次に行なわれる宣誓」への変化の証拠をみるこ

- とはできない。しかし、キリスト・イエスの人格を通して神と人の交流が実現するというキリスト教思想に照らしてみれば、そして神との緊張関係あるいは靈的な救済が個人的なものとして意識されるとすれば、宣誓補助者の宣誓は、他のあらゆる宣誓と同じく、やはりそれ自体個人的なものでなければなるまい。したがって、上述の変化は、基本的には、呪術信仰からキリスト教信仰への転換に即した変化であると思われる。一二世イングランドの宣誓補助者が、一人一人順次に宣誓を行なっていたとすれば、それはやはりこの転換以後の慣習の伝統の中に位置付けなければならぬであろう。もっとも、便宜上手続を簡略化するために集合的に宣誓が行なわれることもありえないことではない。アングロ・サクソン人は、主たる宣誓者によって選ばれる宣誓補助者を伴って遂行される雪冤宣誓と、裁判官によって選ばれる宣誓補助者を伴って遂行される雪冤宣誓を区別していたが、集合的な宣誓との関連で次のような見解が出されている。宣誓が集合的に行なわれなければならない時はいつでも主たる宣誓者が完全な選拔を行ない、宣誓が集合的に行なわれる時は裁判官が宣誓補助者たちを指名したというのである。これは、ラインホルト・シュミット（Reinhold Schmidt, *Die Gesetze der Angelsachsen*, Leipzig, 1858, S. 566.）が推論したアングロ・サクソン法の原則である。アングロ・サクソン法についても一二世紀の都市慣習法についても、史料上の根拠が明確ではなく、結論はここでは留保せざるをえない。
- 4 都市の市民と市民以外の人との間の訴訟における雪冤宣誓である。宣誓補助者が三六名とあるから**史料3**の大雪冤宣誓に相当する重大な手続である。共同体の外部の人々に対して雪冤する際に、その宣誓補助者は共同体の成員つまり内部の人々だけから選ばれている。
 - 5 特許状が私訴に対する被告の雪冤宣誓を許している。決闘を回避してのことであろう。ただし、国王の身体に関わる私訴は例外とされている。
 - 6 国王の訴訟に対して雪冤宣誓が認められている。
 - 7 原告による告訴と被告による答弁に関して、徹底的な方式主義が支配していた。原告は方式上の適切な言葉によつ

て彼の主張を詳細に述べなければならぬ。その方式には儀式性と神聖性が包含されている。原告が不可欠の儀式ないし神聖な言い回しを省いたりなどした場合には、被告は、自分は答弁する義務はないと言うことができる。このような方式主義が法の世界で古い時代から長く存続したことを我々はみることが出来る。ミッタイスによれば、ゲルマン時代に、原告は、「裁判所に出頭した被告に対して儀式的形式を守って訴を提起しなくてはならぬ」⁽⁶⁾、被告は、「原告の権利を認諾しまたは争うことによつて、訴に対して一語一語答弁しなくてはならない」。「ゲルマン的な用語方式から新式の(modern)用語方式への変化は決して突然ではなかった。一方から他方への漸次的な発展は、ノルマン朝以前からノルマン時代を通してエドワード一世の時代に至るまで跡付けることができる」⁽⁷⁾。S・F・C・ミルソムは、コモン・ローの発展を理解するには、そこからコモン・ローが発生したところの訴訟手続の像を把握する必要があると前置きして、「非常に古風な様相を呈した」その手続について次のように述べている。「原告は彼の主張を決められた方式的な用語で行なつた。被告は同様に方式的な否認を行なつた。その主張の要点を一つ一つ繰り返し、それを一つ一つ否認したのである」⁽⁸⁾。

史料7の中の「一語一語否認」はこのような文脈で理解しうる。また、「彼に向けて述べられたすべての事柄」はいわゆる法廷の言葉(the words of court)を指示している。史料の中では一般に、verba curiae, les mox de la court, les parolz de la courtとこの形で登場する。これは、原告の訴答項目に含まれている不法行為および暴力等に関する、一般的方式による原告の主張である。被告は、我々の史料にあるように、この法廷の言葉を一語一語否認しなければならず、それができなければ防御は失敗である。「被告が法廷の言葉(verba curiae, les mox de la court, les parolz de la court)を十分に防御(defended)（すなわち否認(denied)）しなかったという理由で被告に不利に与えられた判決を一般にみつけることができる。この意味するところは、彼が、彼の敵対者の訴答項目に含まれている一般的な方式の主張を十分な正確さをもって否認しなかったということである」⁽⁹⁾。

8 都市の市民が市民に対して、暴行に関して雪冤する場合、宣誓補助者の数は暴行の程度によって異なる。ここでは、

流血のあった場合となかった場合に、それぞれ五名、二名とされている。市民でない人が市民に対して雪冤する場合には、一一名の宣誓補助者が要求され、より厳格になっている。他所者が不利な扱いを受けていると考えてよい。

9 史料8と同じく自治都市 Pontefract の法である。窃盗についての雪冤には三六名の宣誓補助者が必要とされている。流血、暴行の場合に比べてはるかに多い数になっている。窃盗が殺人に相当する深刻な犯罪とされていたのである。latrocinium は、古典ラテン語では強盗という行為を意味するが、中世ラテン語では重大な所有権犯罪 (schweres Eigentumsverbrechen) ¹、すなわち重窃盗 (grand larceny) を意味する。したがって、一応ここでは窃盗 (larceny) と訳すが、これは一二ペンスに満たない価値の物を盗む軽窃盗 (petty larceny) とは明確に区別されなければならない。メイトランドによれば、「二三世紀において、明白な重窃盗は死刑が科せられる犯罪 (capital crime) であった」(傍点引用者)。この場合、地方の裁判所ではしばしば刑の宣告が行なわれ、窃盗犯は首を打ち落とされたり、崖から海へ突き落とされたりしたのである。その後、「明白な」ものに限らずすべての重窃盗が死刑が科せられる犯罪になっていった。そして、明白でない重窃盗の窃盗犯が、国王裁判官によって審理され、もし刑の宣告を受けたならば、彼は絞首台に送られたのである。第二段落は、嫌疑をかけられたのが二度目である場合には、より厳しい証明方法を命ずる判決が被告に下されることを示している。史料7で示唆されているように、かつて嫌疑をかけられたことのない人に対してのみ、リーヴの慈悲によって被告に有利な判決、つまり雪冤宣誓によって身の潔白を証明せよという判決が下されたのである。

10 史料8と異なり、ここロンドンでは他所者に便宜がはかられているようにみえる。他所者が六名の宣誓補助者を得ることが困難であったことは容易に推測できる。法は単独の宣誓を許している。六名の補助者を得る代りに、六つの教会で単独宣誓を行なうことを条件としてである。

11 宣誓補助者が原則として主たる宣誓者と同格あるいはそれ以上の状態にある人でなければならないことを示している。さらに、適法な人であることは絶対的な条件だったと思われる。

12 原告は判決によって証人の提出を命じられ、その証人が提出されれば、被告は雪冤宣誓を行なう。この証人は、事件(恐らく民事上の取引)に立ち会った取引証人 (transaction witness) だと思われる。判決によって提出が命じられているし、*testis* という語で表現されているからである。原告による告訴の段階で提出される原告証人 (*suit*) (後述参照) であれば、*secia* という語が用いられたはずである。宣誓補助者と同じく証人も適法な人でなければならぬ。

証人の証言が滞りなく行なわれても、なおかつ被告は二名の補助者を伴う宣誓によって雪冤できる。否認する側に有利に証明権が与えられていたことが分かる。

この史料は、宣誓補助者が主たる宣誓者の同輩から選ばれたことを示している。宣誓補助者は、事件の事実について述べたり彼らの観察したことを陳述する証人ではなく、自分の人格をかけて被告の人格を支持する人格証言人であったのだから、被告の人間を良く知る人々であるのは当然であった。古い時代には補助者は血縁者から選ばれたようである。ゲルマン時代に、「宣誓が被告だけで(単独宣誓として)おこなわれることはきわめて稀であり、ほとんど常に宣誓補助者——これは多くの場合彼のジッペの仲間である——と共におこなわれる必要があった」⁽¹⁵⁾。一人の始祖から出自した男性親の全体である宗族的・固定的ジッペから可変的ジッペに移行することによって、フェーデ義務や扶養義務を負う親族範囲は拡大され、補助者の確保は容易になる。ミッタイスも言うように、現代の我々の「家族法」が本質的に小家族の、すなわち家の秩序であるのに対して、ゲルマン時代の「大家族」はそれ自体が法的な場面で重要な役割を演じていたのである。⁽¹⁶⁾ 血縁者が宣誓補助者としての役割を果たした証拠を、我々は『レークス・サリカ』の中に見出すことができる。『レークス・サリカ』は、フランク時代の六世紀初頭のフランク部族の一支族サリー人の部族法典であるが、フランク王国建国の直後の時代に成立しており、ローマ法やキリスト教の影響をほとんど全く受けておらず、この意味において純粋なゲルマン法を伝えていると考えられており、⁽¹⁷⁾ ゲルマン時代の法状態を知るのに役立つ。その第六〇章は次のように規定している。

「第六〇章 親族から別れようと欲する者について

一 誰かが親族から別れようと欲した場合には、彼はしかしトウンギーヌスまたはケンテナリウスの面前の裁判所におもむくべく、そしてそこで自分の頭の上で四本の赤楊はくの棒を折るべく、それをこの裁判所で四隅の方向に四方に投げべく、そして、そこで、彼は宣誓〔補助〕と相続財産および彼らとのいつさいの關係から別れる旨を言明すべし。

二 かくしてその後は、彼の親族の中の誰かがあるいは死亡しあるいは殺害された場合、いかなる相続財産もいかなる贖罪金も彼には帰属せざるべく、

三 彼の相続財産は、国庫がこれを取得すべし。⁽¹⁷⁾

この史料は、その主題自体が私には非常に興味深く感じられるが、ここでは親族に宣誓補助の義務があつたことに注目するだけに留めよう。血縁者が宣誓補助者になつてゐる例はアングロ・サクソン時代の法慣習の中にもみられる。『ヘンリー一世の法』64.4:64.5 (史料66) 参照。父方あるいは母方の親類という風に詳細に規定されているが、これらの規定から、親類によつて編成される宣誓補助者が採用されたことは分かるが、それが一般的であつたかどうかは明らかにならない。血縁者たる宣誓補助者は、一二世紀イングランドの都市法の中にもみられる。

「しかし、もし国王の裁判所あるいは自由不動産保有者裁判所のある人 (homo de curia regis vel baronum) が一市民の家に強行に宿泊し、その主人によつて殺されたならば、その主人は彼の血縁者から六名 (vi. de parentibus suis) を選び、第七番目として自ら、このために自分はその男を殺したのだと宣誓し、こうして彼はその死んだ男の殺害について国王に対して、その死者の血縁者 (parentes) および領主に対して自らを雪冤すべし」。(London Libertas, cap. [2, 1] 一一三三—一一五四年)⁽¹⁸⁾

中世ラテン語で *patens* は血縁者、血族を意味するから、右の史料解釈は誤りとは言えないであろう。運命共同性に支えられたゲルマン時代のジッペの法慣習の名残を我々はこれらの史料の中にみてもよいであろう。メイトランドは、⁽²⁰⁾「雪冤宣誓は家が法制度の重要な単位である時代にまで遡るといふこと」そしてその時代に「血族の者が雪冤宣誓者〔宣誓補

助者」となつて「いたことを、はつきりではないがほぼ認めている。さらに、「我々の祖先は、明白な歴史に登場する前にこの原始的状态から脱していた。すなわち家はもはやそれほど重要でなく、国家が個人を直接に支配していたのである。血族の者が雪冤宣誓者〔宣誓補助者〕となつていくことについて聞くことはほとんど全くない。一般的には、宣誓者は必要数に達するまで良きかつ法に適った人を差し出すことが要求されているだけである」と述べ、「血族の者」から「良きかつ法に適った人」への早い時期における転換を示唆している。

チャールズ・グロスは、いくつかのアングロ・サクソン法は血縁者が宣誓補助者として提出されるべしと要求することさえあつたことを示す一方で、一二世紀以降の自治都市においては宣誓補助者の資格は血縁者でなく善良で適法な人であつたと述べ、この点において自治都市の法がアングロ・サクソン法から逸脱したのだと述べている。⁽²¹⁾しかしグロスは、アングロ・サクソン法も宣誓補助者としての誠実で適法な人、隣人そして仲間と言及していることを否定しない。⁽²²⁾J・ローレンス・ローリンは、アングロ・サクソン社会において、「宣誓補助者は必ずしも主たる宣誓者の血族から採用されなかつたことは、語の使用法と多くの典拠によつて証明されている」と確言する。⁽²³⁾アングロ・サクソン社会においては、後代に至るまで、一般的ではなかつたにしても一定の状況において、血縁者から成る宣誓補助者が採用されていたと思われる。メイトランドの先の見解は、この点で幾分正確にみえる。

一二世紀以降の自治都市において宣誓補助者は、一般に、善良で適法な自由身分の隣人、同輩から選ばれたようであるが、史料12からは同輩であつたことが先ず分かるだけである。

13 金銭債務訴訟の場合である。原告が複数の証人(恐らく取引証人)を持つていることを条件として、被告は二名の宣誓補助者を伴つて雪冤しうる。この雪冤宣誓が遂行されれば、原告は悪しき訴えを行なつた廉で罰を科されている。つまり、被告はあらゆる責任から解放されたであろう。これは民事事件の雪冤宣誓の一般的な効果であつたと思われる。しかし、後に述べるように刑事の場合にはこれほど単純ではない。

原告は、被告が宣誓補助者と共に雪冤宣誓を遂行する場に立ち会い、被告の宣誓を受け取らなければならなかった。出頭しなければ原告は敗訴したのである。原告代理人による宣誓受領を認める文言は、民事の訴訟において原告が欠席しがちであったことを示しているのかも知れない。宣誓受領は、ゲルマン時代の雪冤宣誓の手続である。被告の「宣誓は相手方によって『受領され』"gestalt", 相手方の方でも厳密に規定された一定の動作によって宣誓をおこなわなくてはならない」(ミッターイス)。世良氏の訳註によれば、「宣誓の相手方は、みずからも宣誓をおこなうことによって、宣誓を受領する。とここでこの宣誓受領者の宣誓も、可視的・可聴的な方式にしたがって、手に杖を握って宣誓文言を唱えることによつておこなわれた。宣誓を受領することを宣誓を *süben* するというのはこの故である」⁽²⁵⁾。このように厳格な受領方式、あるいはそれに類似した動作が一二世紀の自治都市において実行されたかどうかを、我々の史料から判断することはできない。しかし、原告による宣誓受領が手続上不可欠であったことは知ることができる。

14 この史料は、この件の確認のために、都市領主 Robert de Courtenay が都市民に与えた特許状の文言である。

12 以示唆した宣誓補助者の資格としての自由身分が明記されている。この点に関わる記述が『グランヴィル』にもみられる。「人が自由身分にされうる方法」の項においてである。領主が隸農をその身分から解放する場合に注意しておくべきことは、誰も、自分(領主)自身ないし自分の法定相続人に対して自分の隸農を自由することはできても、他の人々に対してはそれができないことである。「なぜなら、もしこのようにして自由にされていた隸農だった誰かが、騎士として証明を行なうため、あるいは雪冤宣誓を遂行するために、法廷に提出されるならば、たとえ彼が自由にされた後騎士になつていたとしても、もし彼の隸農身分が異議として持ち出され証明されるならば、彼は合法的に排除されうるからである」⁽²⁶⁾。

15 強盗の嫌疑を三六名の宣誓補助者を伴って晴らすことが示されている。これは国王の特許状によって都市に与えられた特権の一つである。しかし、都市の裁判所は必ずしも常にこの特権を市民に許すわけではなかった。裁判所の判断にお

いて決闘審判に付すこともありえた。⁽²⁷⁾

16 窃盗についてかけられた嫌疑は、三度目までは雪冤宣誓で防御できるが、四度目には被告は雪冤宣誓にかけられることなく、都市共同体から追放される。この慣習は、同時代の自治都市 Pontefract の慣習(史料9)と共通性がある。具体的な手続上の慣習に差異はあるが、重ねて嫌疑をかけられるならば、被告は不利な判決を下されねばならないという考えが人々の法的観念の底流に存在したのだと思われる。そしてこの考えは、アングロ・サクソン時代の法慣習の中に既にみえている。【ヘンリー一世の法】64.9(史料66)参照。

17 ここでは、重罪、殺人の嫌疑に対して必要な宣誓補助者は二四名となっている。その人々は12で示唆した通り自由に適法な隣人、同輩であることが明記されている。

18 犯罪の種類によって、宣誓補助者の数が三六名、一二名、あるいは六名とされている。

19 史料12・13では、金銭債務訴訟において、証人を伴う原告のみが被告に雪冤宣誓を強いることができる。ところがここでは、証人を伴わなくても被告に宣誓を強いることが原告に許されている。告訴の要件が緩和されているのである。ただし、証人なしの告訴の場合、被告はもし彼が騎士であるならば、身内とも言える彼の執事ないし彼のリーヴを宣誓補助者として提出できる。つまり、補助者の確保が容易になっている。

20 訳語について一言述べておく。中世ラテン語における *defendere* は、一三世紀において「防御する(*defend, protect*)」の意味で用いられましたが、対格の語を伴って「否認する(*deny*)」の意味で用いられることもあった。⁽²⁸⁾そこで試訳では、文脈も考慮して「防御」と「否認」の二通りの訳語を用いた。

この規定では、原告の告訴に対して、被告がもし否認する場合には、「完全否認(*Twertay, a downright No*)」を用いなければならないことが確認されている。「完全否認」が一三世紀末に用いられるようになる経緯は、メイトランドによれば次の通りである。一三世紀以前の時代に、被告はかけられた嫌疑を一語一語非常に正確に否認しなければならなかつ

た。一三世紀末までには、彼はより一般的な否認方式を用いることを許されるようになっていた。彼は、例えば殺人の私訴において、次のような言葉を述べることができる。「ここにいるウィリアムは、そこにいるアランに対して、殺害をして重罪をして国王の平和に反するすべてのことを一語一語否認する」。そしてこれは、権利令状訴訟、侵害訴訟においても同様である。この一般的な否認方式に含まれていた古い意味は失われてゆく。人々は、被告の答弁のより実質的な部分へ導入するための単なる形式的な前置きとして、それを用い始めた。人々はこの節を、方式的で技術的な言葉の否認である「法廷の言葉」の否認と呼んでいる。この形式的な前置きとしての否認が「完全否認」なのである。

21 レスター市の市民たちは、「完全否認」を中心とした訴訟手続の従来の慣習に不満であった。なぜなら、もし被告が原告の主張に対して、他の事柄を述べる前に、「完全否認」で対抗しなかったならば、被告の防御の可能性は失われたからであり、また、「完全否認」を用いたにしても、被告は雪冤宣誓を強いられ、宣誓補助者は原告側によって選ばれるために被告に不利な場合が多かったからである。この情況において、一二七七年に、レスター市の市民たちは、彼らの領主 Earl Edmund から、自治都市裁判所の訴訟手続を改める特許状を獲得したのである。⁽³⁰⁾ その改良点は欠の通りである。

金銭債務訴訟において、原告が証拠を持つならば原告による証明が原則的となり、原告が割符あるいは証人の口頭による証言しか持たない場合、(1)原告が宣誓し、(2)原告の連れてきた証人たちが宣誓を行ない、(3)その証人たちが「見たこと聞いたこと」について尋問される。この証明が遂行されれば原告勝訴となるが、手続の要は宣誓の真実性である。虚偽の宣誓に警戒が払われているのはこのためである。

金銭債務訴訟において、両当事者が望んで合意するならば、審問にかけることができる。事実を知っている隣人たちによって審理されるのである。

金銭債務訴訟において、原告が単なる言葉しか持たない場合、被告は、原告側によって選出されるのではなく法廷が裁定する数の善良で適法な人々を伴う雪冤宣誓を行なう。宣誓補助者の選出が法廷の裁定に委ねられるという形で、雪冤宣

誓に一定の合理化が施されている。

侵害訴訟において、被告が「完全否認」を用いる場合には、彼は、金銭債務訴訟におけると同様に、改良された雪冤宣誓を行なうことになる。

侵害訴訟において、被告が希望するならば、彼は適格な人々による審問にかけられる。

手続の改良点について整理したが、その特徴は、証明方法の選択範囲を広げたことである。金銭債務訴訟では、証人、審問、雪冤宣誓のいずれかを、侵害訴訟では、雪冤宣誓、審問のいずれかを、という形においてである。両当事者の合意によって、あるいは被告の希望によって審問が用いられるようになったことに注意しなければならない。

- (1) ミッタイスワリーベリッド、前掲邦訳書、一五九頁。
- (2) 同右書、一六一—一六二頁。
- (3) 同右書、七〇頁参照。
- (4) See J.L. Laughlin, *The Anglo - Saxon Legal Procedure, in Essays in Anglo-Saxon Law*, Boston, 1905 (1972), p. 299.
- (5) Pollock & Maitland, *op. cit.*, vol. II, p. 602.
- (6) ミッタイスワリーベリッド、前掲邦訳書、六七—六八頁。
- (7) M.M. Bigelow, *History of Procedure in England*, London, 1880, p.247.
- (8) S.F.C. Milsom, *Historical Foundations of the Common Law*, second edition, London, 1981, pp.38-39.
- (9) *Select Cases concerning the Law Merchant*, vol. I, ed. by Charles Gross, London, 1908 (Pub. of Selden Society, vol. XXIII), p.9, note 2.
- (10) *Select Pleas in Manorial and Other Seigneurial Courts*, vol. I, ed. by F.W. Maitland (Pub. of Selden Society, vol. II, 1889), p.186.
- (11) *Mittelalterliches Glossar*, 2 Auflage, herausgegeben von E. Habel, S.216. なお、メイトランド、前掲邦訳書、三〇四—三〇五頁、J・ハイカー、小山貞夫訳『ノンツラント法制史概説』一九八二年、四九三頁参照。
- (12) 以上詳細については、See Pollock & Maitland, *op. cit.*, vol. II, p.496.

- (13) ミッタイスリーベリッヒ、前掲邦訳書、七〇頁。
- (14) 同右書、二七—二八頁。
- (15) 同右書、二八頁参照。
- (16) 世良晃志郎訳『レークス・サリカ』（『西洋法制史料選 Ⅱ 中世』一九七八年）の訳者解説（二二頁）参照。
- (17) 同右書、一九頁。
- (18) *Borough Customs* (op. cit.), p. 47.
- (19) *Mittelaltersches Glossar* (op. cit.), S. 274.
- (20) ヌイテンマン、前掲邦訳書、一五七頁。Pollock & Maitland, op. cit., vol. II, p. 600.
- (21) Gross, op. cit., pp. 698, 700.
- (22) *Ibid.*, p. 698.
- (23) Laughlin, op. cit., p. 298.
- (24) ミンタイスリーベリッヒ、前掲邦訳書、七〇頁。
- (25) 同右書、七二頁。
- (26) *The treatise on the laws and customs of the realm of England commonly called Glanvill*, ed. with Introduction, Notes and Translation by G.D.G. Hall, London and Edinburgh, 1965, pp. 57-58.
- (27) *Select Pleas of the Crown* (op. cit.), pp. 38-40.
- (28) Pollock & Maitland, op. cit., vol. II, p. 607. See *Oxford Eng. Dict.* (defend).
- (29) Pollock & Maitland, op. cit., vol. II, pp. 607-608.
- (30) *Ibid.*, p. 608.

〔付記〕 本稿は、昭和五十九年度文部省科学研究費補助金奨励研究（A）による研究成果の一部である。

（未完）